

第三十一回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和三十四年三月三日(火曜日)午後一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員 郡 祐一君
小柳 牧衛君
西郷吉之助君
成田 一郎君
吉江 勝保君
成瀬 橋治君
森 八三一君
瀧 彌三君

衆議院議員

國務大臣

政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君
官官房長 原田 章君

自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁選挙局長 兼子 秀夫君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
厚生省児童局長 高田 浩運君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

警察庁保安 町田 充君
局防犯課長

本日の會議に付した案件

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

前回の委員会が終了しましたと、本日まで奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案外四件が、衆議院においていずれも原案通りに可決の上、本院に送付されて参っております。つきましては、本日は、まずこれらの五件の法律案につきまして、順次政府の提案理由の説明を聴明いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(館哲二君) 御異議ないと認めます。

○國務大臣(青木正君) 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

奄美群島の復興は、奄美群島復興計画に基き事業の推進により逐次進められていっておりますが、群島の経済が甚だ脆弱であるため産業資金の融通は極めて円滑を欠き、これが復興の大きな隘路となつておりました。かねてこれに対する対策の樹立が痛感されておつたのであります。これがため、さきに奄美群島復興信用保証協会を設け、信用保証を行うことにより資金融通の促進をはかつてきたのであります。が、これだけでは既存の金融機関による小口の産業資金の調達に思うにまかせず、これについて、資金融通の特別措置を講ずることが必要とされていたものであります。よつて、同信用保証協会を改組して、事業資金の融通もできるようにし、奄美群島内における金融の円滑化に資することとしたいと存するものであります。なお、奄美群島の特殊事情にかんがみ、技術的に困難な港湾工事については、国が直接で工事をし得る道を開くことにいたしました。以下、法案の内容につきましてその概要を申し上げます。

第一は、奄美群島復興信用保証協会を改組して奄美群島復興信用基金とし、従来の保証業務のほか、復興事業関係の事業を行う中小規模の事業者に対し小口の事業資金の貸付業務を行うものとし、このため理事一名を増員して三名以内としよとするものであります。

第二は、奄美群島復興信用基金に対し、融資業務に要する資金として、新たに国は一億円を出資することとし、従来の奄美群島復興信用保証協会に対し、国から出資されていた出資金は保証業務に要する資金として出資されたものとして、それぞれの業務に対する出資区分を明らかにすることとし、なお、地方公共団体もこれに出資することができるようとするものであります。

第三は、奄美群島復興信用基金は、その運営にあたり、保証業務と融資業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分して資金の運用を行うものとし、いづれかの業務に要する資金に余裕を生じたときは、他の業務に要する資金に充てることができることとして、両業務間に資金の融通をはかることができるものとしようとするものであります。

第四は、奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組したのに伴い、必要な経過措置を規定し、なお、他の法律について必要な整理を行なうとするものであります。

第五は、奄美群島の特殊事情にかんがみ、港湾工事を行うことが技術的にきわめて困難であり、かつ、国がみずから工事を行うことが適当であると認められる港湾については、国が直接で港湾工事を行うことができることとしようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) 次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして説明を聴取いたします。

○國務大臣(青木正君) ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

公営企業金融公庫は、地方公共団体の経営いたします水道事業、交通事業、病院事業等の公営企業の健全な運営に資するため、公営企業にかかる地方債につき低利、かつ、安定した資金を融通する目的をもつて昭和三十三年六月に設立されたものであります。その後同公庫はきわめて順調な経営を行い、設立所期の目的を果しつつあるものであります。

しかして今後地方公共団体の公営企業を円滑に推進して参りますためには、公営企業金融公庫の運営を一層充実にしていく必要があるものであります。この意味において、同公庫の経営の健全化をはかるため、今回産業投資特別会計から五億円増資し、現在の資本金十億円を十五億円に改めることとしたのであります。また同公庫の業務が設立当初に比較して拡充されて参りましたことに伴い、同公庫の理事長を他の金融公庫におけると同様総

裁に改めることといたしたのであります。

これが、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館野二君) 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして説明を聴取いたします。

○國務大臣(青木正君) ただいま議題となりました国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国有提供施設等所在市町村助成交付金、すなわち、いわゆる基地交付金を交付するものとされる固定資産として新たに自衛隊が使用する政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産を加えようとするものであります。

現在、国が所有する固定資産で、アメリカ合衆国の軍隊が使用するものに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については、基地交付金が交付されることとされており、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産についても、これらとの均衡上基地交付金の対象資産とすべきものと考え次第であります。

すなわち、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産は、その施設の性格上大きな面積を占めており、地元市町村においては消防施設の拡充、道路、橋梁の整備等財政支出

の増高を余儀なくされている実情にあります。

昨年十一月の地方制度調査会においても、このような経緯にかんがみ、これらの施設をも対象資産に加えることとするよう答申がなされておりますので、その趣旨をも尊重して今回の改正案を提案した次第であります。

次に、今般の改正によつて基地交付金の対象に加えるとする弾薬庫及び燃料庫の範囲は政令で定めるといふこととしておりますが、その具体的範囲としては、補給処の弾薬支処、燃料支処及び海上自衛隊地方総監部が管理する独立した区画を有する施設の用に供する土地を予定いたしております。

以上が国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館野二君) 次に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして説明を聴取いたします。

○國務大臣(青木正君) ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

もつて制定されたのでありますが、昨年の公職選挙法の一部改正により、衆議院議員選挙の選挙運動期間が短縮されたのと、最近におけるこの法律施行の状況にかんがみ、実情に即しない点があり、その要の改訂を加えることとした次第であります。

次に、この法律案による改正の内容について御説明申し上げます。

第一点は、投票管理者、開票管理者及び投票立会人、開票立会人、選挙立会人、選挙分会立会人の費用弁償額並びに人夫賃、嘱託手当の額が実情に即しないので、その金額を引き上げようとするのであります。

第二点は、昨年四月の公職選挙法の改正によりまして、衆議院議員の選挙における選挙運動期間が二十五日から二十日間に短縮されたことに伴い、選挙経費及び事務費に不均衡が生ずることとなりますので、これらの経費の基準額を改訂しようとするものであります。

第三点は、国会議員の再選挙、補欠選挙等の執行に要する額は、従来基準額の三分の二に相当する額とされておりましたが、これは実情に即しないので、事務費についての三分の二に相当する額とし、その他の経費は全額を交付するよう改正しようとするものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館野二君) 最後に、衆議院の地方行政委員長提出の、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして説明を聴取いたします。

○衆議院議員(橋本三君) ただいま議題となりました警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

この法律案を提案いたしました理由は、現行犯人がいて警察官等がその場にいらない場合に、職務によらないでみずから現行犯人の逮捕等に当たった者が災害を受けたとき、地方公共団体がその給付を行う制度を確立するためなのであります。

御承知のごとく、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律は、昭和二十七年の第十三回国会において議員立法として制定され、自來この法律によりまして、警察官に協力援助して災害を受けた者に対する給付がなされて参りましたが、本法は、職務執行中の警察官が援助を求めた場合その他これに協力援助することが相当と認められる場合における協力援助について規定し、警察官がその場にいる場合を対象としておりますので、警察官が現場にいらない場合に、職務によらないで現行犯人の逮捕、犯行の阻止、被害の回復その他被害者の救助に当たった者が災害を受けても、これを本法による災害給付の対象として救済することは困難であり、また、それについて、別にこれを救済する明確な法的制度が確立していないため、せつなくみずから進んでこのような勇敢な行動に出て災害を受けた者について、これに報いることが十分でない実情にあります。そこで、かような行為をして災害を受けた者については、本人及びその遺族に對

して必要と認められる給付を行い、これら義侠的行動に対する公的な救済手段を確立する必要があると考えますので、この必要を満たすため、本法の一部を改正するこの法律案を提案いたします。以下、本案の内容について申し上げます。

第一は、法律の題名を改めて、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」とすることであり、警察官の要請に基いてこれに協力援助した者と、警察官がその場にいらない場合に現行犯人の逮捕等に当たった者とは、ともに「警察官の職務に協力援助した者」でありますので、題名をこのように改めたのであります。第一条の改正を行いましたのも、右と同様の趣旨であり、これに関連して第五条の規定の整備を行わんとするものであります。

次に、第二条を改正して、新たに給付を受ける者について定めております。すなわち、殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体もしくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、警察官その他法令に基き当該犯罪の捜査に當るべき者がその場にいらない場合に、職務によらないで当該犯罪による被害者の救助に当たった者がそのため災害を受けたときは、地方公共団体が給付の責に任ずることとしたのであります。ただし、たとえば、米国軍隊の使用施設内、外国公館等警察官が通常職務を行なっていない場所については、この法律を適用することは適当でなく、また、たとえば、被害者自身とか、被害者の家族等とか、当然みずから救済的

な行動に出ると認められる者または加害行為を誘発した者等道義的に見て災害給付を行うに値しない者等については、この法律による給付を行うことは適当でないで、この法律の対象から除くこととし、そのような場所及び人についての細則は、政令で定めることとしたが、これはもつぱら、本改正による給付の対象を現実かつ明白なものに限り、また、他の観点から不合理と認められるものを除外しようとする趣旨に基くものであります。

次に、第三条を改正して新たに一項を加え、給付を行う者について規定し、給付の原因である災害が、みずから現行犯人の逮捕または被害者の救助に当たったことに起因するものについては、当該逮捕または救助に当たった場所を管轄する都道府県警察が置かれていた地方公共団体が、その給付を行うこととした。

次に、給付の種類、範囲、金額、支給方法、損害賠償の免責、給付の免責、求償権、時効、給付を受ける権利の保護、非課税、無料証明等については、すべて現行法の規定によることとした。

最後に、附則において、この法律の施行の日を公布の日からとし、題名の改正に伴い、関係法律の規定の整備をいたしたのであります。

なお、本法施行に要する経費は、国の経費として年間約三十万円の見込みでありまして、これは都道府県警察に對する補助金として交付されるものであります。この点は、政府も了承いたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なお、この法律案は、衆議院におきまして、自由民主党及び日本社会党両党間の合意のもとに成案を得まして、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提案し、全会一致をもって衆議院を通過いたしましたのでございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) ただいままでに説明を聴取いたしました五件につきまして、次回以後逐次審査をすることにしたと存じます。

○委員長(館哲二君) 次に、去る二月二十六日に、地方交付税法の一部を改正する法律案が予備審査のために当委員会に付託されております。

この際、政府の提案理由ならびに詳細説明を聴取いたしておきたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(館哲二君) 御異議がないようでありますから、さよう決定いたしました。

○國務大臣(青木正君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

昭和三十年度以来講ぜられて参りました各般の地方財政健全化のための施策と地方団体自体における努力により、地方財政の状況は漸次改善されて参つたのであります。地方財政健全化のためには、できる限り地方税財政制度を安定させることが適當ではないかと考えられるのであります。しかる

ところ、昭和三十四年度におきましては、国民の強い要望にもかんがみ、地方税について零細負担の排除と負担の均衡化をはかるため必要な改正を行い、結果、百一億円に上る減収が生ずるほか、所得税及び入湯税の減収を初めとする国の税制の改正に伴い自動的生ずる地方財源の減少は百億円に上る反面、初任給の改訂、期末手当の増額等による給与費の増、公共事業費にかかる地方負担額の大幅な増加等が見込まれるのであります。政府は、昭和三十四年度におけるこのような地方財源の減少による地方財政への影響を可及的に回避するため、地方交付税率を一パーセント引き上げるほか、道路整備事業にかかる高率の国庫負担率を維持し、道路目的財源の充実をはかることと、あわせて地方団体間の財源の均衡化を促進させ、地方財政の健全性維持と行政水準の維持向上のためできる限りの措置を講ずることとしたのであります。

これらの措置に伴い、地方交付税率を改訂するとともに、基準財政需要額の増額とその算定方法の合理化をはかり、同時に配分方法を明確化させるために地方交付税法の一部を改正する必要があるものであります。

以上が本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は、地方交付税の総額に関する事項でありまして、地方交付税の率を一〇引き上げ、所得税、法人税及び酒税の二・八・五〇としたこととあります。その結果、昭和三十四年度において交付すべき地方交付税の総額は、昭和三十二年度分の精算額百四十四億

円を加え、二千四百八十六億円、昭和三十三年度に比し二百四十六億円の増加となります。

第二は、基準財政需要額の算定方法に関する事項であります。その一つは、測定単位の新設等に関するものであります。既存の施設等を基準とする経費の算定方法に加えて、あるべき投資経費に要する需要額を把握するため、道府県分、市町村分ともに「その他の諸費」に新たに「面積」を測定単位として加え、その単位費用を高率に算入することとしたことと及び特殊土壌対策事業にかかる地方債の元利償還金を災害復旧費の測定単位の中

に含ましめることとしたこととあります。

その二は、単位費用の改訂に関するものであります。単位費用につきましては、農業行政費を充実し、農業関係の財源を充実するため「耕地の面積」にかかる単位費用を、また、給与改訂等あるべき消費的経費に要する財源を賦与するため、その他の行政費のうち「人口」を測定単位とする行政項目の単位費用をそれぞれ大幅に引き上げることとしたほか、期末手当の増額その他の制度改正に伴う所要経費の増加額を算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げることとしたのであります。

その三は、補正に関するものであります。基準財政需要額の算定方法は、でき得る限りこれを法定し、安定させることが適當であると考えられます。そのため、各行政項目ごとの測定単位に適用される補正の種類は、従来総理府令にゆだねられていたのであります

が、これを法定することとしたし、

なお、基準財政需要額の算定方法を一そう合理化し、地方団体間の財源の均衡化を促進させるため、前に述べましたような改正を行うこととするほか、今後補正係数を定めるに当たっても、その趣旨に沿う措置を講ずるよう予定いたしております。すなわち(一)道府県分態容補正について、都市的形態の度合いに応じて定めている職員給与費、物価差等の隔差をちりめるため、十三種地以下の種地については同一係数を用いて算定すること、(二)道府県分段階補正について、規模の小さい県の経費が割高となる事情を反映させるため、段階補正係数を引き上げること、(三)納税義務者一人当たりの税額が少い県の徴税費が割高となる事情をさらに的確に反映させるため、その密度補正係数を引き上げること、(四)公債費対策を一そう強化するため、公共事業費等の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金の算入に当り財政力の弱い団体に対する補正率をさらに引き上げること等の措置を行う所存であります。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) それでは、引き続いて奥野財政局長から詳細説明をお願いします。

○政府委員(奥野誠亮君) お手元にお配りしております「地方交付税算定方法改正案」という一枚紙に従ってお話を申し上げます。

三

なお、地方交付税算定方法改正試算という印刷物に数字を入れておきますので、あわせ御説明をいたしたいと思ひます。(資料はまだもらってないですよ)と呼ぶ者あり)

○委員長(館哲二君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(館哲二君) 速記を始めて。

地方交付税法の一部を改正する法律案の詳細説明はしばらくあと回しにしまして、この際、警察法の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、質疑を続けたいと思ひます。

質疑のおありの方は、御発言を願ひたいと思ひます。

○成瀬幡治君 児童局の方にお尋ねしたいと思ひますが、実は、警察から出ました資料によりますと、十四才未満の検挙数が非常に多いわけですが、そこで私は、児童局にお尋ねしたいのは、児童福祉法にのっとりまして十八才と書いてありますが、私は、中学ぐらいまでだと思ひますが、一体中学卒と十八才との間の人に対して、児童福祉法にのっとりましてどういふことをやっておいでになるのか、一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) 今お話のありましたように、児童福祉法でいう児童は十八才未満でございます。御質問に関連した問題でなければ、これはもちろん、たとえば養護児童、養護を要する児童でありますとか、あるいは精神薄弱児童でありますとか、こういった者の保護はもちろん十八才未満でありますけれども、御質問の点は、もちろん、おそらく不良化し、不良化しかつた十八才未満の児童について現在

どういふ取扱ひをしておるかという御趣旨であらうと思ひます。御承知のように、不良化した児童についての原則的な考え方として、これを教護するために教護院という施設を設けております。不良化した児童を教護するための施設でございます。これが全国で五十万三千所ございまして、約五千五百人の収容をいたしております。そこで、十四才未満の児童につきましては、これは、不良化した者につきましては全部ここに収容をする。その経路をいたしましては、御承知の児童相談所を通じて、そこで鑑別をして、あるいは訓戒を加えて、家庭に帰し、そして児童福祉司の個別指導にゆだねる者もございまして、それから、程度の重いものと考えられますのは、今申し上げました教護院に送って、ここで教護を加えるということにいたしてあります。それから、十四才以上の者につきましては、いわゆる犯罪を犯した者につきましては、これは原則として少年院に行くわけでございます。それから、いわゆる真犯少年につきましては、これは教護院に行くことに原則はなるわけでございますが、その振り分けは、原則的には、いわゆる家庭裁判所がやる。従つて、教護院に送る者につきましては、家庭裁判所に行きまして、そこでいわば少年院に送る者と、それから、私の方の系統の教護院に送る者につきましては、児童相談所に差し戻しと申しますか、そういう格好になるわけでございます。そういう家裁なり、あるいは児童相談所に行きまして過程において警察がタッチする場合もあるし、タッチしない場合もある、そういうことでございます。大体の経

路はそういうことでございますが、なお御質問によりましてお答えをいたしたいと思ひます。

○成瀬幡治君 まあ少年院であるとか、教護院のことばかりですが、私は、環境の浄化とか何とかについて児童委員ですか、というふうなものが設けられてありますね。そういう人たちの活動あるいはその予算の裏付けはどんなふうになっておるのか。

○政府委員(高田浩運君) 御承知のように、児童福祉法で児童委員という制度が設けられております。これは、実質的には御承知の民生委員、この民生委員に任せられた者が同時に児童委員に任せられるものとするということで、結局、同一人格者になるわけでございます。その数が全国で十二万五千になつております。これに對しましては、いわゆる平衡交付金を通じて、地方の方から何がしかの、きわめてわずかでございましてけれども、交通費その他の仕事を行うについての費用を多少差し上げておる程度で、これは、いわゆる俗にいう給与とか手当とかいうことに類する程度のものではございません。非常に献身的に奉仕的にやつていただいているというのが実情でございます。そこで、児童委員の仕事は、もちろん、不良化した児童の問題でありますとか、あるいは養護にかける、すなわち親のない児童の世話でありますとか、あるいは精神薄弱児の問題でありますとか、非常に各般にわたつておりますし、従つて、一生懸命やるとすれば、相当な分量の仕事でございますが、現実の問題として、率直に申し上げれば、十分活動が所期のごとくには至つていないということが言

えるかと思ひます。この点は、私ども、児童委員の方々に随時研修あるいは講習等をお願いをし、活動をお願いをしておるわけでございますけれども、本質的には、いろいろやはり民生委員とも一緒になっておるといふような制度上の問題も、将来の問題として考えなくちゃならぬ点もあらうかと思ひます。それらの問題を別にいたしまして、結局具体的には、たとえば不良化した、あるいは不良化しかつた児童については、努めて児童委員が、これは地域を担当いたしておるから、その区域内においてそういう該当児童がいるかないか、いるとすればどういふ状態であるか、実情を把握して、そして児童相談所あるいは福祉事務所と連絡をして適切な措置をとるといふ、いわゆる発見と申しま

が、これが児童福祉の根本精神だらうと思ひますから、いわゆる健全育成という名において、あるいは児童遊園の問題でありますとか、あるいは児童館の問題でありますとか、あるいは子供クラブの問題でありますとか、そういったものが関連してくると思ひます。これは直接的な方法じゃございませんので、詳細を省略いたしたいと思ひます。

○成瀬幡治君 私の考え方は、まあ少年犯罪というものは、結局国家の罪ではないだらうかと思ひます。従つて、国家というものが、いい環境というものを積極的に作つてやる責任があると思ひます。これがおとなの責任ではないかという観点に立つておる。そういう立場に立つてみたときに、実際のことを申しますと、十八才未満の中卒の、その境、あるいは十八才以上からまあ二十才、もう少し越したまでぐらいの者には、今何も実はやつていないじゃないか。今お示しになりました、児童委員がおつてめんどろを見ていると、こういうことを言われるけれども、実際まあ環境等の浄化とか、あるいは世論によつてそういうものを一つやつていこうという原動力になるような話も実は聞いていないわけですが、非常にさびしいことだと実は思つております。

ワークによつて指導する。それ以上の段階になりますと、今申し上げました児童相談所を経て教護院その他の施設に送る、そういうような段階にならうかと思ひます。直接的にはそういうことでございまして、もちろんこれは、間接的な手段としましては、いわゆる児童福祉行政全般がそういう特殊な子供が発生しないように努力をすること

し、それからいって、児童福祉法があるから、厚生省が全部の責任においてこれをやらなくちゃいかぬと、私はそうあなたを責めるわけじゃございませんで、何とかもう少しそこがならぬものであらうか。あなたの方で考えられておる、たとえば児童委員というものがあつて、それは民生委員と制度上同一人格になつており、予算上

から見れば、非常にわずかなお金しか出ていない、一年のうち二、三千円というような金しか出ていない、いかにというようなことがあつたとするならば、そういうものにいさ少し予算というものを付けてみて、少くとも、それが、生省で捨てておかれたわけじゃないかと思ひます。努力されておられるけれども、なおかつできないという壁と申しますか、ネックというものは、どういふところにあるというふうに高田局長はお考えになっておられますか。あるいは、こうしなければならぬといつて努力をされておられるのか。どの点を努力されておられるのか。その辺はいかがでございますか。

○政府委員(高田浩運君) 今お話のありました点は、全く同感でございます。私どもも、常々そういう点は充実しなければならぬと、心に念じている点でございます。まあかねがねから成瀬先生、児童の健全育成の問題については心を砕いて、いろいろ御援助をいたしておられますが、私どもも、その御趣旨に沿って努力をして参つております。今後ともそうしたいと思ひますが、ただいまお話のありました点に關連しまして、これは言ひわけを言うわけじゃございませんけれども、何しろ児童福祉の仕事が戦後新しく出発をしたような状況でございますし、しかも、これが町にあふれた浮浪児の収容から始めて、いろいろそういう当面の緊急問題を処理するというところに非常に追われてきてまして、その結果、御承知のように、たとえば施設について見ますと、その当時に比べると五倍にもふ

えており、それから、収容されている子供についても同じような状況になつておる。それだけに、そつちの方に非常に急でありましたために、今のお話のありました、いわゆる根本的な、組織立った、体系的な児童福祉行政が確立されるには、なおいまだしといふのが、これは偽らざる現実の姿だと思ひます。そういう点から見ますと、いふと、これはまあそのまゝあけすけに申し上げますと、たとえば、児童相談所にいたしまして、全国に百二十三十カ所の児童相談所ではどうにもなりません。それから、社会福祉事務所といふのが千近くございまして、これ、これは、生活保護にいわば追われている。それから、児童委員について、今申し上げました通りで、その辺のところをやはり組織を確立し、いわゆる筋骨を通すといふことは、どうしても今後の児童行政を確立する上から言つて、あるいは今お話のありましたものも、この問題を解決する上から言つても、これは第一にやはりなさなければならぬ問題だと思ひます。そういう意味で、この児童相談所の整備拡充、これが第一の問題でございますが、これもまあ役所の常として、一度ももうそういう格好ででき上りますと、これを飛躍的にふやすこと、あるいは増大をするといふことは、なかなか急にはいかない問題でございます。私ども毎年その努力を重ねていようという状況でございます。役所はまあそれといたしまして、いわゆる末端の、ボランティアの組織と申しますか、あるいは民間の協力組織と申しますか、これがやはり現状では不十分である。い

ばもう少し突っ込んで子供の世話もでき

るし、あるいは子供のグループの指導も、あるいは設立もできると、そういうようないわゆる資格者といふものを、これは数は何万とか十何万とかいふ必要はないと思ひますけれども、そういうものをやはり作る必要があるのじゃないかといふことで、三十四年度の予算の場合においても、いわば健全育成推進員といつたような格好のものを計画いたしました。これは残念ながら成熟いたしませんでした。やはりそういう官民通じての、末端と申しますか、地方の組織を確立するといふことが、こゝまで児童行政が参りますと、振り出しに戻つて参るような格好でございますけれども、それをやつて参らなければならぬ。それから、これは環境の問題の一つだと思ひますが、いわゆる文化財の問題と申しますか、児童に有害な映画、出版物その他これに類するもの、あるいは悪質のおもちゃの類のもの、これも実は格好は、児童福祉法によりまして、児童福祉審議会、これはまあ中央、地方にございまして、それが優良なる、児童に非常によいという文化財を推薦し、あるいはこういうことはやめてもらいたいといふことについては勧告をする、こういう法律上の規定があるわけでございます。これはまあ現実、臨時委員をお願いをして、それをやつておるわけでございますけれども、これも何しろ十分手が回りかねておるといふような状況でございますし、町の映画その他については、御承知の通りの状況になっていまして、非常に残念に思つております。それから、今後の問題として、これはやはり児童の問題だけ

でなしに、社会福祉全般について、あ

るいは衛生をも含めて、地域組織を整備して、これによつて、役所からするこゝろに持っていけるのは、いい面もあるが、非常に悪い面も多いのじゃないかと思ひます。従つて、せつかく児童福祉法といふものがあるのですから、それが何か動けるようなふうになつて、御努力願ひたい。特に地域組織の問題等、片一方では、あまり指導員の人に給料まで出してやるということになると、またおかしなことになる。いい意味のボスの人が見つからなければならぬと思ひますが、そういう意味で、一つせつかくの御努力をお願いしたいと思ひます。

それから、この福祉法に基づくところの施設関係で、今度予算がどのくらいついたわけですか。

○政府委員(高田浩運君) お話の児童福祉の關係の施設といたしましては、ただいまお話のありました、いわゆる児童に關する厚生施設のことで、それから養護施設とか教護院とかいう、いわゆる児童福祉施設と言つておりますが、その両方の問題がございまして、児童福祉施設につきましては、これは、毎年度新設拡充の予算をいたしましては、大体四億の国庫補助金が計上されておまして、今年、節約の關係で少し減りまして、約三億九千万円といふことになっております。このうち保育所、それから肢体不自由児童施設、精神薄弱児童施設、教護院それから養護施設、盲ろう児童施設、乳児院等すべての、十二種類の施設が含まれておるわけでございます。

それから、そういう施設運営費の補助がございまして、それは、児童保護措置費という名前になつております。これが結局、職員の手給がないし児

童の食費でありますとか、あるいは保育その他のいわゆる材料に要する費用でありますとか、そういった費用に充てられる、その補助金でございまして、これは十分の八の補助になっております。これは、総額といえまして、三十三年度が約六十六億でございまして、三十四年度は七十一億、五千万円程度に増額になっております。このうちに、収容施設の方の分と、それから保育所の分と、両方入っているわけであります。

それから、いわゆる厚生施設といふものにつきましては、児童遊園については、これは大体前年通りでございます。約三千万円でございまして。それから、いわゆる児童館につきましては、残念ながら実現を見せませんでした。それから、既設保育所の点につきましては省略いたしました。なお、国立の施設といしまして女子教護院を新設することになりました、これは約五千万円いゝわゆる建設をする費用が計上されております。

大体以上の通りであります。

○成瀬幡治君 何にしても、少年犯罪が、警察の資料によると、どんどんふえてくるわけです。私は、まだ表に出た方が非常に少いだらうと実は見ているわけです。また、十八才未満ではとてもいかにというので、少年法を改正するとか、そういう動きにならぬように、一つ努めて御努力して下さい。それでないと私は恨みますよ。あなたの方がサポータージュをやつていて、どうも昔に引つ繰り返してくるのではなないかというふうに、ひがんでとるかも知れませんよ。そういうことのないように、一つ御努力を願いたい。

それから、長官に一つ資料を……この間静岡に起きた幸浦事件あるいは前の二俣事件ですか、あれに関連して、拷問があったのじゃないだろうかということが言われているわけですが、当時関係をした警察官はその後どうなっているのか。聞くところによると、非常に栄進をされているという話ですが、そういうことになっているのか。そういうようなことが知りたいために、実は幸浦事件、これはこの裁判決が出たばかりで、検察庁がどうされるか。まだ決定されていないですから、自後のことになりましたが、少くとも二俣事件は結論が出ている。ですから、その後そういうことに関連をした人があるというふうになっているのか、そういうことに関する資料を一つお願いしたいと思います。

○政府委員（粕村信雄君） それははっきりしていることですから、御答弁いたしますか。

ございしますが、ただいま手元に、この中で精薄児がどういう割合で占めているか、普通の人間がどういう割合で占めているかという数字を持ち合せてございませんで、もし御要求がございしますれば、各県に大体现会をいたしまして、まとめてみたいと思います。

○成瀬曜治君 私は、各県に照会されてまとめるほど必要だと思いませんが、あなたの方で、一体大ざっぱに言つて、大体肉体的なりあるいは精神的に欠陥が多いのか、普通人の大体十才未満の子供が多いのかという、そういう概数がかつてゐるかどうか、それがわかつておつたら、それでいいのです。

○政府委員(相村儀雄君) ただいまのお尋ねに、数字的にはつきり申し上げることはただいまできませんが、私どもの今まで観察しているところでは、やはり精神的に何がしかの弱点を持っている者、また、それが先天的である

○政府委員(村松信雄君) 一口に科学捜査と申ししましても、予算関係でどれだけ使つておるかということは申し上げかねると思いますが、私どももお願いいたしておりますのは、ただいまお話のように、いわゆる主観的な勘による捜査ということじゃなしに、捜査というものをできるだけ科学的、合理的に推進していく、これは捜査一般についてそういう方向でやっているわけでございます。そのために科学捜査研究所を置き、また、各府県においても鑑識の要員を置き、鑑識の施設を充足する。また捜査に従事する人間につきましても、ただいま申し上げましたように、見込み捜査というようなことじゃなしに、地取り、足取り、物的証拠というようなものに基いて捜査をじみちに進めていく。これは、非常に能力と時間とを要する問題ではございますけれども、そういう具体的な証拠に基いて捜査を着々と進めていくというやり方を現在

感じでは、科学捜査活動量といふものが、たくさん占めてゐる。しかし日本では、この予算というものが少であつて、警察の一番ウエイトを置かれるのは、何か員数をふやささすれば事足りるという感じで、やれ一万名増員だとか、二万名増員ということを言われるが、そういうことじゃなくて、もう少し機械化されるといふとか、科学化されるといふとか、そういうところにウエイトを置かれるといふことが本筋じゃないか、こういうことを言いたいために御質問をしておるわけでありませう。

○政府委員（粕村信雄君） 確かにお話の通りでございます、われわれも、ここで警察制度が改正になり、われわれ努力いたしております問題は、一つには通信施設の拡充刷新と申します、か、それと、それから機動力の強化、いわゆるパトカーを増置するとか、あるいは鑑識車をふやすとかいうような

○戒濱幡治君 けつこうです。それから、十四才未満で殺人、強盗、放火な罪を犯しているのがべらぼうに多いわけですね。これは、ここに特例で出ている犯罪の例だと思ひますが、普通の大体知能程度の者がやっているのか、それともたとえは精薄関係であるとか、何かそういうような、人間的にどこか欠陥のあるのが多く犯しているのか、その辺はどうなんでしょうか。強盗が三十一年は三十五件、三十二年は四十九件、放火に至つては、百七十件もあるというよりなことになっているのです。が、どんなふうなんでしょうか。

○説明員(町田充君) こういふ犯罪を犯しました者の中で、十四才未満の者の状況がどうであるかというお尋ねで

ばかりでなしに、家庭なりあるいは周囲の環境というよりなものによつて、性病が不良化といいますか、正常でないというよりな者にそういふものが多く出ているということは、これは申し上げることができると思います。

○成瀬權治君 次に、この改正法の方で、科学捜査の点で努力されるわけですが、とかく、先ほどちよつと資料要求としましたが、勘の捜査というものが多いのじゃないかということをよく言われるわけですが、今、科学捜査をやられるということ、それからもう一つは、スピーディでなければいかぬじゃないかと、そういうような関係で、予算というものはどういふふうになつておりますか。

とつてゐるわけでございます。従いまゝして、現在捜査の経費というものはいろいろ分れてはおりますけれども、すべて科学的な捜査というものに集中していつておるといふことが申せると思ひます。

○成瀬幡治君 私の前き方が悪かったのです。私は、そういう意味じゃなくて、たとへば科学捜査のための機械化あるいはスピード・アップするといふことから、パトカーとか何かが入つてくるとか、そういうものの警察関係における予算の比率は、これは大体諸外国は、たたげばほこり式のああいう捜査じゃなくて、アメリカ等は高度な科学的捜査をやつてゐるので、予算のパーセンテージから見たときに、私の

ことで、できるだけ科学的にやる。いまして、もちろん警察は、人件費が相当部分を占めておることは事実でございますけれども、その人件費のほかには、非常に通信装備という方面の費用が多額を占めておりますし、これは、逐年増強される状況になっているわけです。なお来年度は、特に警察におきましては、通信施設を持つておりますために、事務の機械化ということを急速にやつていきたい。と申しますのは、いわゆるIBMシステムで、たまたま私の方は、専用の通信網を持つておりますので、あらためて専用線に創設するという必要なしに、それに乗つていくことができますので、とりあえず明年は、大阪と本庁

間にIBMシステムで事務の機械化をはかっていた。これを試験的にやってみて、再来年度以降においては、全国的にこの施設を成績によって広げていきたいと思っておるわけであります。そういうことにいたしますと、たとえ、犯罪統計等にいたしまして、従来数ヶ月を要するものが半月でできるといふふうに、非常に機械的になる。そういう方面では、一番各官庁よりもやりやすいこととありますし、そういう仕組みになっておりますし、また、警察の事務というものが非常に多いものに適した、計数的なものが多いために、特に大蔵省も、わずか一千万円程度であります。試験的にその機械化の方向を認めてくれまして、来年度やる。それから、再来年度以降においては、成績がよければ、全国的にも広めていくという考えでいるわけであります。

先ほど、一万名増員とかがいことは、安易に考えているのじゃないかというふうな御意向のようであったと思ひますが、私も、人員の増加ということについては、できるだけ慎重に考えなければいかぬというところは、常に考えていることとあります。人さへふえれば仕事は片づくというのではなないと思ひます。しかし、日本の警察官の数というものは、欧米各国等と比較して、非常にその一人当りの負担率というものは重くなつておるわけであります。これは、計数的にも数字的に出るわけですが、それで私も、来年度以降三カ年で一万の増員を計画いたしましたのも、かりに一万増員いたしましたとしても、欧米の文明国並みにはまだ足りないというふうな状況でありますので、必要最小限度という計画としてわれわれは考えたわけであります。しかしこれは、ただ人によつてものごとを処理していくというのじゃなくて、同時に、それ以上に、通信なり設備なりの機械化、近代化と申しますか、そういう方面を推進して、警察の機能を充足していくようにしたい、こう考えておるわけであります。

○鈴木壽君 今度研究所で、新たに少年非行の防止のための科学的な研究、それから交通事故の防止のための科学的な研究をしようというふうな意味で、趣旨は私たちがこうだと思ひますが、もう少し今の少年非行防止のための科学的な研究について具体的に、たとえば、機構の上でどういふふうになるのか、あるいは人間をどの程度配置するのか、所要経費はどの程度であるのかというふうなことを一つ御説明願ひたいと存じます。

○政府委員(原田章君) まず、組織の問題でございますが、少年犯罪関係の防止につきましては、防犯少年部という一部を創設したいと思つております。それまでの組織としては、一応指導課、環境課といふものを二つ作つたらどうかというところでございまして、こういう研究機関といふものは、官庁のような課組織ではなく、研究室組織の方がいいのじゃないかというふうな意見もございまして、また、組織としましては、課制にするか研究室制にするかという問題につきまして研究中でございます。まあ研究室制にしまして、大体先ほど申しました指導研究室、環境研究室といふことになろうかと思ひますが、指導研究室は、非

行少年の性格を形作つておるいろいろな要因を研究するとか、あるいは最近の英米で行われております非行危険性の判定方法の研究及び実験をやる。また、非行少年に対する面接その他の指導の技術に関する研究、また、警察関係の指導室とか保護室の位置や構造、設備等の少年に与える影響の研究、実験といふようなことを指導課ないしは指導研究室におきまして行いたいと思つております。環境課もしくは環境研究室でございますが、ここでは、非行少年を誘発する社会環境、映画とか興行とか風俗営業等の、そういう社会環境の研究をやります。また、少年非行防止のための地域的活動、非行がたくさん発生する地域等の、そういう地域におきます地域的活動についての社会学的、心理学的な研究をやる。それから、性犯罪、麻薬、アルコール中毒犯罪とか精神薄弱者、変質者等の犯罪の予防に関する研究をやるというふうなことを考えておるわけであります。これに従事します要員でございますが、研究官を主体にいたしまして、防犯部関係におきましては、十名ないし十五名程度の要員をもつて研究に当たるということになろうかと思ひますが、これに要します費用でございますが、研究費としましては、約四百萬円の研究費を一応本年度は計上されております。

○鈴木壽君 そうすると、先に経費の問題からお聞きしますが、来年度あたりの方の関係の経費のうち、警察研究所の経費として三十三年度よりは約八百萬円ふえておるのですか。

○政府委員(原田章君) さうです。

○鈴木壽君 ふえておるうち、四百萬はこれに新たに投入する経費と、もうふうに考えてよいのですか。

○政府委員(原田章君) 防犯少年部が新たに発足いたしましたので、研究を始めますので、その八百萬円は、少年防犯研究部と交通部で使いますので……

○鈴木壽君 そのうちの四百萬円は新たに防犯少年部で使う経費と、もうふうに考えてよいのですか。

○政府委員(原田章君) さうです。

○鈴木壽君 それから人員ですが、これはまだはつきりしませんか。十名ないし十五名というお話でしたが、新たに増員になる人、こういうふうに考えてよいのですか。

○政府委員(原田章君) 新たに増員になりますのは防犯研究部と交通部で十名でございます。そこで、不足分を既存の科学捜査研究部門から融通ないし兼務させまして、研究させるということになります。

○鈴木壽君 新たに増員になるのが合せて十名でございますと、この防犯少年部では何名になります。十名のうち何名になりますか。

○政府委員(原田章君) 各部に五名ずつということになっております。

○鈴木壽君 そうしますと、まだ防犯少年部の中に置かれる人数について、はつきりしないということですね。新たな人が五人と、あと五名になるか十名になるかということ、まだ最終的にはきまつておらない、こういうことですか。

○政府委員(原田章君) さうでございます。

○鈴木壽君 それから、今の研究のころ考えておられるところをお聞きします。

と、警察としてのまあ新たな特色あるものとすれば、私は、指導関係のものではないわゆる指導の技術とか、あるいは指導室の少年に与える心理的影響について研究するといふようなことがさういふようなことになるだろうと思ひます。そこで私、他のこういう性質の研究機関があるだろうと思ひますが、政府部内、政府機関のうち、このような性格を持った、こういう研究機関と申しますか、あるいは研究室と申しますか、名前はどうでもいいかと思うのですが、そういうものがあるかどうか、それを一つお伺ひしたい。

○政府委員(相村信雄君) もつぱらこういう研究をするといふ所、研究所的なものとしてはございませぬと思ひますが、内閣に青少年問題協議会というのがある。これは、民間の有識者と関係各省の次官をもつて構成されておるわけでございますが、こういうところで総合的なまあ対策というものは考えられる。なお、今度法務省で、総合法務研究所ですか、何かそういうところでも、やはり青少年問題等について研究がなされるやに聞いておるわけですが、こういうところとも緊密な連絡をとつていかなければならなないと思ひます。また、厚生省等においては、その立場からやはり行政事務とあわせて研究もいたされるものと思ひます。そういう関係のところとは密接な連絡をとつて参りたいというふうな考えでいるわけですが、

先ほど人の問題で、十名増員ということ、まあ大体五名ずつ程度新しくとれた技官は配置するといふこととありますが、そのほかに、本庁なりあるいは特に青少年問題等に密接に関係

のあります警視庁の係員というよりなもの、業務制等をとって、できるだけ構想に応じて充実にして参りたいというふうに考えているわけでございませう。将来は、もちろん専任の職員というものを国の経費において充足して参らなければならぬと思いますが、とりあえず充足に当って十名しかとれなかったのを、来年度におきましては、何らかこれを補う方途を講じて参りたい、こう考えております。

○鈴木壽君 私、他の政府機関、まあ類似したようなそういうものの中で、非常に少年非行の防止についての科学的な研究をしているところがあるかというのを聞いたのは、まあ私もずっと見回したところ、これは、大学等では別ですが、ないようだし、今あなたのお話にありました、たとえば青少年問題の協議会の何も、これは、いわば研究機関というよりは、まあいろいろな問題を持ち込まれて、そこで一体これをどうするかというよりなこと、こまごまとしたところでは、何となく、手が回らないといいますが、各府県にそういう機関があつても、実際問題としては総会でいろいろな研究発表をする程度のことであつて、あまり今の段階では役に立つておらないのではないかと、こういうふうに私は見ておるわけなんです、とにかくそういう状態ですから、やっぱり本格的に少年非行の問題について、これをいかに防止するかというこの科学的な研究を、ぜひこれはやらなければいけないと思ふのです。そういう意味で、先ほど申しましたように、取り上げたこと

につきましては、私賛成でございますが、ただ、わずか十名かそこらの人で、いわゆる少年非行の問題についての科学的な研究というものが、どの程度やれるのかどうかという問題が一つあると思うのです。なるほど先ほどあげられました、たとえば性格についての問題、あるいは少年非行の判定の方法等の問題、あるいは環境についてのいろいろな調査なり分析なり、あるいは地域の活動についてのいろいろなテーマは、これは拾えばあげられると思いますが、それは拾えばあげられると思ふますが、そういうものを何人かのわずかな人でやって、果してどの程度の仕事ができるのか、さらに研究の一応の結果として出たその結論というふうなものについて、どう、それじゃ一体今のいろいろなこういう社会現象の中において、具体的に効果ある対策として生かされていくかというところになります。研究しておるのだということは、これは一生懸命なざるからいいでしょうが、そういう問題になりますと、どうもここでやっておられると、いわれる少年非行防止のための科学的の研究ということが、ごく狭い範囲での、そこで取り扱われる問題についてだけのことに終りはしないかというところが、一つ私は心配なんです。従つて、私は他の省庁との関係はもちろんでありますし、他のいろいろなこれらの研究機関との密接な連絡と同時に、出てきたその結果についてのいろいろな実態上の取扱ひの問題について、よくよく考えてもらわないと、単に研究所の中にそういう部門ができた、研究を

しておるのだということだけでは、私は、少年非行の防止の問題というものは解決できないと思ふ。これは、今までもいろいろな意味での学者なりこの問題についての関心を持っておられる方々のいろいろな意見なり対策というものは、一応私は出ていると思ふ。にもかかわらず、具体的に防止対策というものが生きてこない。少年非行は依然として、むしろ増加しておるような現状でございまして、こういう点からいいますと、まあ何べんも申し上げて恐縮ですが、ここで研究しておるのだというところだけで安心できないというふうな気がするので、今後こういうふうな他の機関との連絡、あるいは一つのこういうものを推し進めていく行政の上で、よほどしっかりしたためを持つてやらないと、あまり効果のないものに終つてしまふのじゃないかと、こういうふうに思ふのですが、そういう事柄について、少し私いろいろなことをとくどく申し上げましたけれども、こういう問題について一つお考えのほどを聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 前回も申し上げたのでございしますが、ただいまお話のように、こうした非常に小規模な研究機関で研究をしたということ、それが直ちに偉大な効果を発揮するといふふうには、私も考えません。特に青少年問題というものは、先ほど成瀬委員もお話のように、非常によつて来たところは深刻な要因があると思ひますので、今の万般の施策というものが、強くそちらに指向されるというものと相対して、警察活動とい

うものがこれにまあ随従していくと申しますか、むしろ大きい流れに沿つて警察活動も行われていく。理想を申せば、警察が出ないで済むようになるというところまで施策が伸びるべきものであらうと思ひますが、とてもそういうことを一朝一夕に期待はできない。警察の出でいかなければならぬ分野といふものは、現在まあ非常に広いわけでありまして、警察はできるだけその警察の分野を守り、他の施策が総合的に運営されていくということを念願いたしておるわけでございします。また、警察だけで申しまして、従来刑事部といふものの中に防犯課というのを置きました、いろいろな統計なり、あるいはそういう統計等に基づいて経験的にいろいろの指導はいたしてきたのでありますが、いわば、これもまあ俗に申せば、勘でやっていくというよりな形にならざるを得ない。従ひまして、警察独自としてもこういう問題については、やはり科学的に研究して結論を出していく、それに基いて研究所は、そういう研究機関でありますから、研究をする。その結果は、昨年四月から発足しました保安局、これもそういう趣旨において機構を拡充いたしましたわけでありまして、保安局を通して警察行政面に生かしていく。従ひまして、先ほど官房長から申しましたように、研究項目を、一応私今考えられます問題を羅列いたしましたわけでありまして、陣容に応じて、必ずしもその全体に直ちに取組むということでないに、できるものから窓口を狭めて取組んで参りたいといふふうに考えております。

○鈴木壽君 他、たとえば大学の心理学教室とか、あるいは教授の先生方が、これはまあ一つの例でございしますが、いろいろな研究しておられる、こういうもの、まあその他大学以外の民間にもそういうふうなことを一生懸命

従ひまして、研究所で独自に、あるいは研究所に配置されます研究員が独自の趣味によつて研究をして、それで研究が進んでいるというよりなふうな形でなしに、よく警察部内はもちろん、その他の機関との連絡によりまして、最も現在の段階において研究を進めていかなければならぬというふうなものにできるだけ集約をいたして、効果を上げて参りたい。また行く行くはその陣容も増加され、あるいは研究費もふやしていただくというよりなことになれば、それに応じてより必要なものから研究を広げていくというよりな考え方に立つて運営をして参りたいといふふうに考えております。何度も申し上げるようではありますが、この研究所は、そういう警察の少年問題についての活動に科学性を与えていくという一つの力にはなり得ても、これによつてすべての青少年問題の解決点を見出し、いくというよりな大それた考えは、私も持つておりませんし、そう期待することは無理だらうと思ひます。しかし、できるだけそうした与えられた人員と予算の範囲におきまして、また部内のやりくりによりまして、最も必要なものから窓口を狭く、できるだけ奥行きのある行き方で研究を進めて参りたいと、こう考えております。

○鈴木壽君 他、たとえば大学の心理学教室とか、あるいは教授の先生方が、これはまあ一つの例でございしますが、いろいろな研究しておられる、こういうもの、まあその他大学以外の民間にもそういうふうなことを一生懸命

従ひまして、研究所で独自に、あるいは研究所に配置されます研究員が独自の趣味によつて研究をして、それで研究が進んでいるというよりなふうな形でなしに、よく警察部内はもちろん、その他の機関との連絡によりまして、最も現在の段階において研究を進めていかなければならぬというふうなものにできるだけ集約をいたして、効果を上げて参りたい。また行く行くはその陣容も増加され、あるいは研究費もふやしていただくというよりなことになれば、それに応じてより必要なものから研究を広げていくというよりな考え方に立つて運営をして参りたいといふふうに考えております。何度も申し上げるようではありますが、この研究所は、そういう警察の少年問題についての活動に科学性を与えていくという一つの力にはなり得ても、これによつてすべての青少年問題の解決点を見出し、いくというよりな大それた考えは、私も持つておりませんし、そう期待することは無理だらうと思ひます。しかし、できるだけそうした与えられた人員と予算の範囲におきまして、また部内のやりくりによりまして、最も必要なものから窓口を狭く、できるだけ奥行きのある行き方で研究を進めて参りたいと、こう考えております。

やつておられる方々があるのでありますが、こういうのどの何か連絡と申しますか、連絡、こういうことについて何かお考えでございましょうか。

○政府委員(相村信雄君) 先ほど申し上げました陣容が非常に不十分である。また、待遇その他において、ほんとうに豊かな学識のある人が十分にわれわれ獲得しにくいというような問題もあります。これについて、従いまして、ただいまお話のような、特に大学においてそういう研究をしておる、あるいは民間においてそういうことに非常に深い関心を持って研究しておるという方々に対しては、あるいは顧問という形をとるのがよいか、あるいは研究費を、いわゆる委託して研究をお願いする、あるいは研究の交換をするというようなことで、十分にそうした方々の力を拝借して参りたいというふうに考えておるわけでありませう。

○鈴木壽君 そういう場合の、今の話のような、まあ研究の連絡協調をする場合の、たとえば委託して研究していただく、あるいは何かの形で研究所の仕事に実際参加していただくというような場合についての経費等については、一応見ておられるのですか。

○政府委員(相村信雄君) わずかではございますが、ただいま四百万の中に

委託費というものとつてございませうので、依頼して研究していただくということも多少なりともやつていけると考えておるわけでありませう。

○鈴木壽君 これは、私、研究それ自体を否定するつもりは毛頭ありませんが、ただ、少年非行の問題について、基礎的なあるいは科学的な研究をなされることは、何べんも申し上げましたように、けつこうでございまして、ぜひともやつていただきたいと思うのですが、今の警察官の方々は、これは第一線に出ておられる、特に私は第一線に出ておられる方々に言うのですが、少年に、単なる犯罪ということではなく、少年に對する、少年心理の研究というとかししいのですが、理解と申しますかね、従つて少年に對する取扱ひの仕方、こういう問題というものは、私は非常に、いわゆる少年非行防止の上では大きな問題になると思つてゐます。やはり、依然として警察官はこわいものだというふうなことで、子供たちとの間のお互いの気持の触れ合ひのところというものは、私は、現在の警官の中では、きわめて狭い部分を除いては、大部分においてはまことに少いんじゃないかと思つてゐます。やはり地域においての一つの少年のこういう非行を、できるだけ防止していく、非行から守るというふうなことで、私は必ずしも警官だけという意味じゃもちろんございませうが、警官のやはり持つそういう役割というものは、相当大きいものだと思つてゐるのですが、そういうことに對して、これは一般的な教養という問題ともつながつてくるわけではござ

います。何か特に考えておられるようなことがあるのですか。

○政府委員(相村信雄君) ただいまお話のような点は、私も非常に検討をいたしておる点でございませう。警察におきまして、できるだけ少年に接する者は、やはり特別の少年に對する理解、これの輔導の仕方というふうなものについての方のある者を当てなければならぬというところで、特に少年係というものを各警察署にも設けまして、専門の勉強をさせておるわけにございませう。また、今度二千五百名ほど増員されましたが、多くは大都市に配置をいたすことにいたしておるわけが、こういう中からは、最近非常に減少してありますが、婦人警察官、そういう少年輔導に適したような婦人警官の増員というふうなことも考えていつてよろうと思つてゐます。また、いろいろ予算その他で非常に実現困難でありまして、とかく少年を保護する場合でも、警察署に連れてくるということをやらざるを得ない状況でございませうが、たとえば大阪などにおきましては、あれはたしか府市商工会議所その他民間の協力者のお力によつて、少年輔導センターと申しますか、相当、四階建くらいのもつた建物を作つて、そこには専任の主事と申しますか、事務長を置いて、警察で輔導しなければならぬ者も、要保護児童とか、あるいは輔導を要する者等は、できるだけ警察署に連れて行かないで、輔導センターに連絡をとる、そこで専門の職員がこれに對していろいろと相談に應ずる、あるいは大学の先生方も何名か委

嘱をいたしまして、特別な研究、相談等に應じていただいております状況でありまして、成績は非常に上つてゐるよう聞いておるわけでありませう。行く行くはその他の都市におきまして、少年輔導、少年の保護というふうなことに、非常にその心理に及ぼす影響等は非常にデリケートなものがあつたので、できるだけそういうふうな特殊な施設というものを置いて、これを導いていくというふうなことがいいのではな

い、早急には困難かと思つてゐますが、そういうことについても十分これから検討していかなければならぬと思つております。そしてまた、これは警察だけの関心が深いということだけでできるものではないと思つてゐます。先ほどから申し上げましたように、総合的なそういう施設が推進されるものと並行して、そういう施設の充実ということもでき上つていくのではないかとこのように考えております。

○鈴木壽君 今お話の、たとえば少年係とか、あるいは婦人警官の増員の問題、あるいは輔導関係の施設等の問題、それは私それでいいと思つてゐます。そういうもの以外に、私やはり少年係でなくとも、婦人警官でなくとも、現在では第一線におられる警官の方々の持つ——あるいは過重な責務を負わせるような気味しないではありませうが、従つて私は全部警官の責任だといふやうな意味でなしに——この問題に對する役割というものは、非常に大きなものになつてきておると思つし、また、できるだけそういう方面に努力願いたいという気持で、係とかあ

るいは婦人警官とか特定のそういうものでなしに、やはりあるいは都会地においてもいろいろのそういう施設とか、特に輔導関係のことを一生懸命やるというこでなしに、一般的にいって第一線の警官というものは、こういう問題についてと子供達の心理なり、あるいは性情なりについての理解が、さらに子供を見る目といひますか、そういうものがあることによつて、効果的な事前の手が打たれるのではないだろうか、そういう意味におきましますところの警官の教養なり教育なりというもののについて、何か具体的に考えておられる点がありはしないか、こういうふうな気持からお尋ねしたわけなんです。ですから、特定の少年係を置いてあるからということだけでは、あるいは婦人警官を多少増員したということだけでは、この問題の前進のためには、もう少し意味が私にあると思つてゐないで、たとえばもとと私申しますと、都会地でなくとも、現在いなかに至るまで、いろいろの意味での少年犯罪というものは起つてきてゐるので、かりに駐在におられる警官の方が、その地域におられる子供たちに対して、もつと何といひますか、今言つたやうなことにいろいろ関心を強く持つてゐることによつて、未然に防がれるものも私はあるのではないかと、率直に言つて、子供と仲よしになるとか、遊ぶとかといふことも、私は全部ではありませうが、必要な場合もあると思つてゐますし、そういうふうな意味で警官の子供に對する態度、理解の仕方、あるいは見方というものが、非常

な大きな問題になるのではないかと思ふのです。そういう意味で、何か特にそういう問題に対してのお考えがないかと、こゝろいことなです。

○政府委員(相村信雄君) ちよつと御質問の要旨を取り違へたかと思ひますが、ただいま御指摘の点は、確かに非常に重要な点だと思ひます。われわれとしても少年問題が非常に深刻なことになっておりますことにも関連いたしました。警察官一般の教養ということについても、特にそういうことの重要性は認識させるように努力をいたしておるわけでありませう。また、あまり深入りをし、専門でない警察官が積極的に入っていくということはどうかという点はございませうが、ただいまお話のように、子供に親しみやすい態度で接するとか、あるいは子供の心理についての研究を専門外にも持つというようなことは、今後も努めて参りたいと思ひます。警察署等によりましては、野球を一緒にやるとか、あるいは柔剣道をその地域の青少年に指導するといふようなことで、間接的にいい面を醸成していつておる所もあるわけでございます。今後とも、ただいまお話のような御趣旨は、成果を上げるように努力して参りたいと思ひております。

○鈴木壽君 私これでやめますが、これは四月から発足なさるのですか。そうしますと、私はまだ発足前でございますから、いろいろ、何といひますか、準備のこともあるでせうし、特に研究テーマの問題にしろ、あるいは人員等の問題についても、はつきりし

ておらないようでありますから、いずれせつかく新しくこういう研究部門を設けておやりになるというのですし、また問題が問題だけに、現在非常に大事な問題について積極的な意欲を持つておやりになることでございませう。非常に私も大きな期待を持っておりませう。それから、そういう意味で、一つりっぱな研究業績を上げられ、なおかつ単なる研究発表機関でなしに、実際にこれをどうするかというところを、先ほどよく申し上げましたが、これは私は一番問題だと思ひます。こゝろい点についても、一つ十分御検討の上、御努力をお願いしたいと思います。要望みたいな形になりましたが、以上で参ります。

○政府委員(原田重君) 先ほど防犯少年部の研究費は四百万円と申し上げましたが、四百二十万二千円でございます。訂正申し上げます。

○委員(館野三君) 警察法の一部改正法律案につきましての質疑は、次回に続行することにいたします。

○委員長(館野三君) 続いて、先ほど中止いたしました、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、説明資料がお手元に配付されましたから、奥野財政局長の詳細説明を続行していただきます。

○政府委員(奥野誠亮君) 私の方の手違ひで、資料がお手元に届いておりませんでしたので、御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。地方交付税算定方法改正案に基いて御説明申し上げます。

一、方針。その一が「地方団体の財政需要の増加に対応する財源を賦与するため、基準財政需要額の増額を図ること」であります。

今回の改正によりまして、平均して道府県の基準財政需要額は五・二％程度、市町村の基準財政需要額は三・二％程度の増額になる見込みでございます。

その二が「基準財政需要額の算定方法の合理化を図り、地方団体間の財源の均衡化を前進させること」であります。

平均しては今申し上げましたような増加になるわけですが、貧困な団体の基準財政需要額を傾斜的に増額したい、そうすることによって、地方団体間の財源の均衡化を前進させていきたい、かように考えておるわけでございます。

従いまして、先進の地方団体と後進の地方団体との間の基準財政需要額の伸び率には、特に府県において相当な開きが生じて参つておるわけでありませう。

その事情は、改正事項の各項によつておわかりいただけると思ひます。こゝろいまずけれども、改正事項のその一が、「都市的形態の度合いに応じて定めてる職員給与費、物価差等の格差を縮めるため、道府県分應容補正について、十三種地以下の種地について同一係数を用いて算定することとする」とであります。地方交付税制度あるいはその前身でありますところの地方財政平衡交付金制度は、地方団体間の財源の均衡化をはかることがねらいでありますけれども、

そのような制度の切りかえに当りまして、従前以上に多額に地方の財源がふえたわけでもございませぬので、大体、従来それぞれの地方団体が使つておりましたものを、これを基礎にしてそれぞれの団体の財政需要額を測定するといふようなやり方をせざるを得なかつたわけでありませう。しかし、地方財源が増加して参るにつれて、地方団体ごとのあるべき財政需要額に應じた算定の仕方をしながら格差を縮めていくというやり方をすべきだと思ひます。

今大きく取り上げようとしたところをおのりでございます。御承知のように現在全国の市町村を一種地から二十種地に区分しておるわけでありまして、純山村を一種地とし、だんだん都市的形態の進むにつれて種地を高めておりました。現在二十種地になっておりますのが東京と大阪だけであります。その他の大都市が十九種地になつておるわけでありませう。尼崎、福岡、それらが十八種地になつておるわけでありませう。そういう区分をしておきまして、種地が上につれて採用します職員も学歴も高いし、本俸も若干多く支給しておる、従来の実績がそれであつたわけでありませう、それに合せました補正を應容補正という形で行なつて参つておるわけでございます。

しかし、今回均衡化を前進させるといふ意味合いから、十三種地以下の格差をやめてしまひ、十三種地以下の種地につきましては全部同一係数を用いておるわけでありませう。十三種地とい

いますのは県庁所在地で申しますと浦和、新潟、金沢、岐阜、和歌山、鹿児島でございます。十四種地以上の県庁所在地の都市が十五ございませう。十三種地と十四種地以上の県庁所在地の種地を合せますと、大体半分近い県庁所在地の都市になるわけでございます。そして、そういう意味で十三種地までのところを全部引き上げよう、こゝろい

たわけでございます。その結果、交付税の交付を受ける団体の追加されます財源が四十億円に上つてきたわけでありませう。現在単位費用は十種地を一つとして計算しておるわけでありませう。従いまして、十種地以下の所は全部格上げをしていく、その結果、四十億の財源が一にする関係から、交付団体では若干基準財政需要額が減る所も生じて参るわけでありませう。

なお、御参考までに申し上げますと、種地を区分いたします基礎は、一つは物価差でありまして、物価差を見ますために、暫定手当の支給地域の区分によつて点数をつけております。二つは宅地の平均価格でありまして、平均価格の高いほど点数を多くして差をつけて参つております。三つは経済構造の差でございます。産業人口の中で第二種、第三種の産業人口が大きなウェイトを占めるほど高い点数をつけておるわけでありませう。四つは、人口段階、人口規模、これによつて点数をつけておるわけでありませう。この四つによつてつけられました点数の高いものから種地を高き定めておるわけでございます。

改正事項の二は、「道府県分段階補正について、規模の小さい県の経費が割高となる事情を反映させるため、段階補正係数を引き上げること。」でございす。人口測定単位にいたします経費につきましては、府県でありますと、百七十万人の人口段階の県を想定して単位費用を定めております。人口が少くなると、単位費用に乗せられまます数値が小さくなるわけでありまますから、経費がだんだん少く算定されるわけでありまます。しかし、現実には若干割高になつて参りますので、割増しにいわゆる段階補正係数を用いてゐるわけでありまます。しかし、それがなお十分ではございせんので、それぞの規模の小さい団体について、あるべき施設を想定して財政需要額を算定する。その場合に、あるべき施設についての内容を若干充実させる。そこから得られる高い段階補正係数を用いて、こゝろ考えているのであります。鳥取県でありますとか、徳島県でありますとか、あるいは香川県でありますとか、そういうような規模の小さい団体に財源を追加するわけでありまして、その額が七億円と一応見込んでおるわけでありまます。

改正事項の三は、「納税義務者一人当りの税額が少い県の徴税費が割高となる事情を更に適確に反映させるため、その密度補正係数を引き上げること。」であります。徴税費は、税額を測定単位にいたしておるわけでございますけれども、一納税義務者当りの税額が少い場合には、徴税費が税額の割合には比較的高くつて参るわけでございます。

改正事項の四は、「公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金の一部を道府県の基準財政需要額に算入するにあたり財政力の弱い団体について定められてゐる補正率を更に引き上げること。」であります。昭和三十年年度までに発行された公共事業費の關係の地方債、これは、本来地方の基準財政需要額が増加してきたのだから、一般財源を追加すべきなんだ。しかしながら、追加すべき一般財源がないから、さしあたり地方債を発行させてもらいたいという議論がございまして、その結果、地方交付税率の引き上げ等によって地方財源が追加されました。それと見合ひに昨年度元利償還金の二五％を基準財政需要額に算入するという措置がとられたわけでありまます。これは財政力の弱い団体におきまますこの元利償還金の圧迫がかなりきつたものでありますので、財政力の弱い団体につきましては、その元利償還金

を補正して五〇％まで基準財政需要額に算入するという措置をとつて参つてきております。その度合ひをさらに高めまして七五％まで引き上げたい、こういうことによつて財政力の弱い団体に對しまして試算表の十番目でありまます七億円の財源を追加したい、こゝろ考えているわけでありまます。

改正事項の五は、「あるべき投資的経費及び消費的経費に要する財源を賦与するため、現実の施設を測定単位としない、その他の諸費の測定単位としてあらたに面積を加へ、これと、従来の測定単位である人口について需要額の増額を図ること。」とえて申し上げまますと、投資的経費で道路や橋梁の面積を測定単位にしてあります。先進の地域におきましては、道路や橋梁は十分できておりますが、その面積を測定単位にいたします限り、道路費というものが多額に算定されています。しかしながら、後進の地域におきましては、必要な道路や橋梁が十分にできておりませんので、これを基礎にして算定される限りにおきましては、いづまでもたつても必要な財源が確保されないという事になってしまひます。やはり現実の財政需要ではなしに、あるべき財政需要額を測定単位にとらなければ、財源の均衡化というものは前進させることができませんので、今回、面積を測定単位といたしまして、投資的経費全体を測定するというよりなやり方をしたいと考へたわけでありまます。また、消費的経費につきましても同じような考え方で、人口を測定単位

にして、あるべき財政需要額を算定して参りたい、こゝろ考えておるわけでありまます。たとへて言いますと、高等学校の経費は、現実の高等学校の生徒数を測定単位にしてゐるわけでありまます。先進の地域におきましては、高等学校が公立で相当整備されてゐる。後進の地域においてはまだ十分な整備を見ていない。従つて、現実の生徒数を測定単位にいたします限りにおいては、将来の教育施設の整備の費用が得られないという問題が出て参るわけでありまます。こゝろより、投資的経費については面積を測定単位といたしまして、府県分では三十億、市町村では四億円、合計して三十四億円、さらにあとで申し上げます六番目の農業行政費の増もこれに類したものでありまます。これについて六億円、合計しますと四十億円ぐらゐのものをこゝろより格好で基準財政需要額に増額したいと考へております。こゝろすることによつて地方財政財源の援助をいたしたい。公共事業費についての国の負担率が臨時に引き上げられておつたのが、三十四年度からはもの低い負担率になつてしまひます。その結果、地方の財政負担がかなりふえるのでありますけれども、その相当の部分がこゝろより形において基準財政需要額に算入されていくというように考へておるわけでありまます。また、人口を測定単位にして消費的あるべき経費というものを算定して参ります部分が(3)に上つてゐるものでありまして、府県で五十五億、市町村で三十五億、合計して九十億でございす。昇給あるいは初任給の改定に

よつて相当な増加財政需要があるわけでございますが、これを今申し上げましたような形において基準財政需要額に算入して参りたい、かように考へてゐるわけでございます。

改正事項の六は、「農業行政費を増額するため耕地の面積に係る単位費用を引き上げること。」実は率直に申し上げまますと、農業に対して事業税が課されてゐない、米作りをもつぱらその県の産業にしています場合には、事業税は入つてこなくて、しかも作つた米はほとんど県外へ移出してゐる。そういう事情から、県外移出米について奨励金を交付すべきだ、こゝろ意見があつたわけでありまます。しかし、それについてもいろいろ問題がございまして、だんだん検討して参りますと、農業の農業行政費が必ずしも十分に基準財政需要額に算入されてゐない、そういうような議論になつて参るわけでありまして、その結果、耕地の面積を測定単位にしてあります農業行政費を引き上げることによつて、土地改良の経費などを今よりも多額に見るようになりたいという事になつたわけでありまして、この關係で、六億円程度のものを基準財政需要額に算入して参りたい、かように考へておるわけでございます。

改正事項の七は、「災害復旧事業費に類する特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法に基く特殊土じより対策事業費に係る地方債の元利償還金を、災害復旧費の測定単位の数値の中に算入するものとする」ことでありまます。昨年から地盤沈下でありますとか、あ

5 その他の土木費	4 都市計画費	3 港湾費	2 橋りよう費	1 道路費	二 土木費	一 消防費	人口
土地区画整理事業の施行地区の面積	都市計画区域における人口	港湾（漁港を含む。）の延長	木橋の延長	道路の延長	道路の面積	道路の延長	人口
一人につき	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一人につき
二〇六	四八八	一七五	一六七	二二五	六四〇	六四〇	三九一

5 その他の土木費	4 都市計画費	3 港湾費	2 橋りよう費	1 道路費	二 土木費	一 消防費	人口
土地区画整理事業の施行地区の面積	都市計画区域における人口	港湾（漁港を含む。）の延長	木橋の延長	道路の延長	道路の面積	道路の延長	人口
一人につき	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一人につき
二〇六	四八八	一七五	一六七	二二五	六四〇	六四〇	三九一

第十二条第二項の表中

三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

庫の負担金を受け、若しくは受
 けないで施行した災害復旧事業
 に係る経費又は国の行為災害復旧事
 業に係る負担金に充てるため起し
 た地方債及び国庫の負担金を受け
 て施行した地盤沈下、地盤変動若
 しくは海岸侵しよくの防除のため
 の事業に係る経費又は国の行為復
 旧事業に係る負担金に充てるため
 起した地盤沈下、地盤変動若しく
 は海岸侵しよくの防除のため起し
 た地方債及び国庫の負担金を受け
 て施行した地盤沈下、地盤変動若
 しくは海岸侵しよくの防除のため
 起した地方債及び国庫の負担金に
 充てるため起した地方債（以下「
 地盤沈下等対策事業債」という。）
 の当該年度における元利償還金

三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

(1) 国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行方災害復旧事業に係る負担金に充てるため起した地方債の当該年度における元利償還金

(3) 國庫の負担金を受けて施行に特殊土上より、地帯災害防除
及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三
第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当
該事業で自治庁長官の指定するもの(以下特殊土上より、
償)という。)の当該年度における元利償還金

四十一 公共事業費
等特定の事業費の
財源に充てられた
発行を許可された
地方債に係る元利
償還金

昭和二十年度から昭和三十一年度までの間に、国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てるため発行を許可された地方債（特別措置債及び地盤沈下等対策事業債を除く）並びに地方債（特別措置債）の間に地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第一百十一号）第一項の規定によつて発行を許可された地方債に係る当該年度における元利償還金

四十一 公共事業費の
等特定の事業費の
財源に充てられるため
発行を許可された
地方債に係る元利
償還金

行庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施設した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費又は国の行一般公共事業に係る負担金に充てられた昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行及び許可された地方債（特別措置債）に就いて当該事業債及び特別土地より対策事業を除く）に係る当該年度における元利償還金

改める。

第十三条第二項中「数値の補正の下に〔以下「種別補正」という。〕を加え、同条第四項第一号中「前項第一号の補正の下に〔以下「段階補正」という。〕を加え、〔当該補正を「当該段階補正に改め、同項第二号中「前項第二号の補正の下に〔以下「密度補正」という。〕を加え、〔当該補正

「正」を「当該密度補正」に改め、同項第三号中「前項第三号の補正」の下に「（以下「態容補正」といふ。）を加え、「当該補正」を「当該態容補正」に改め、同項第四号中「前項第四号の補正」の下に「（以下「寒冷補正」といふ。）を加え、「当該補正」を「当該寒冷補正」に改め、同条第十項中「前九項」を「前十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「前七項」を「前八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第四号の」を「寒冷補正を行ふ」に、「同号」を「第四項第四号」に改め、同条第六項中「第四項第三号の」を「態容補正を行ふ」に、「同号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第一号から第四号までの補正の」を「段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち」に、「第三項第三号の補正」を「態容補正」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 測定単位の数値については、第十項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類、その欄に掲げる補正を行ふものとする。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 警察費	警察職員数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 橋りよう費	道路の延長 橋りようの面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 河川費	木橋の延長 河川の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
4 港湾費	港湾（漁港を含む） におけるけい留施設 の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
5 その他の土木費	港湾（漁港を含む） における外かく施設 の延長	種別補正	種別補正
三 教育費			
1 小学校費	面積	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 中学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正	密度補正、態容補正及び寒冷補正
4 その他の教育費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
道府県	盲学校、聾学校及び 養護学校の幼児、児 童及び生徒の数	盲学校、聾学校及び 養護学校の幼児、児 童及び生徒の数	盲学校、聾学校及び 養護学校の幼児、児 童及び生徒の数

四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一 消防費	人口	
	2 社会福祉費	人口		二 土木費	
3 衛生費	人口	人口		1 道路費	道路の面積
	4 労働費	工場事業場労働者数 失業者数		2 橋りよう費	道路の延長 橋りようの面積
五 産業経済費	1 農業行政費	耕地の面積 農家数		3 港湾費	港湾（漁港を含む） の延長 の延長
	2 林野行政費	林野の面積 水産業者数		4 都市計画費	都市計画区域における人口 土地地区の面積
六 その他の行政費	4 商工行政費	商工業の従業者数			
	1 徴税費	道府県税の税額			
七 災害復旧費	2 恩給費	恩給受給権者数			
	3 その他の諸費	人口			
		面積			
		災害復旧事業費の財 源に充てた地方債の 元利償還金			

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

			市町村		
七 災害復旧費	1 生活保護費	市部人口	四 厚生労働費	1 生活保護費	人口
	2 社会福祉費	人口		2 社会福祉費	人口
三 教育費	1 小学校費	児童数		3 衛生費	人口
	2 中学校費	生徒数		4 労働費	失業者数
五 産業経済費	3 高等学校費	生徒数		1 農業行政費	農家数
	4 その他の教育費	人口		2 商工行政費	商工業の従業者数
六 その他の行政費	1 徴税費	市町村税の税額		3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
	2 戸籍住民登録費	本籍人口			
三 教育費	3 その他の諸費	世帯数			
	4 労働費	人口			
		面積			
		災害復旧事業費の財 源に充てた地方債の 元利償還金			

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は二月十九日)

一、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 総則(第一条―第二十二條)を

「第一章 総則

第一節 通則(第一条―第八條の五)

第二節 納税義務の承継(第九條―第九條の三)

第三節 連帯納税義務(第十條―第十條の二)

第四節 第二次納税義務(第十一條―第十一條の八)

第五節 人格のない社団等の納税義務(第十二條・第十二條の二)

第六節 納税の告知等(第十三條―第十三條の三)

第七節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整(第十四條―第十四條の二)

第八節 納税の猶予(第十五條―第十五條の九)

第九節 納税の猶予に伴う担保等(第十六條―第十六條の五)

第十節 還付(第十七條―第十七條の四)

第十一節 消滅時効(第十八條―第十八條の三)

第十二節 雑則(第十九條―第二十條の二)

第十三節 罰則(第二十一條・第二十二條)

に改める。

第一条の前に次の節名を加える。

第一節 通則

第一条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二節 納税義務の承継

第九条を次のように改める。

第九條 相続(包括遺贈を含む。以下本章において同じ。)

合には、その相続人(包括受遺者を含む。以下本章において同じ。)

又は民法(明治二十九年法律第八十九號)第九百五十一條の法人は、被相続人(包括遺贈者を含む。以下本章において同じ。)

に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の

の徴収金(以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」という)を納付し、又は納入しなければならぬ。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、被相続人の地方団体の徴収金を民法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分によりあ

ん分して計算した額を納付し、又は納入しなければならない。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責に任ずる。

4 前三項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第九條の次に次の二條及び十一節を加える。

第九條の二 納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第十三條を除く。))においては、第十一條第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六條第一項第六号に規定する保証人を含む)につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができ。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

は、当該経営者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

第四節 第二次納税義務

(第二次納税義務の通則)

第十一条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を次条から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項若しくは第三項の規定により第二次納税義務を有する者(以下「第二次納税義務者」という。)から徴収しようとするときは、その者に対し、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納付又は納入の通知書により告知しなければならない。

2 第二次納税義務者が地方団体の徴収金を前項の納付又は納入の期限までに完納しないときは、地方団体の長は、第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合を除き、その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を発して督促しなければならない。

3 第二次納税義務者の財産の換価は、第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付した後でなければ、することができない。

4 第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき異議の申立をし、又は出訴したときは、その異議の申立又は訴の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

5 次条から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者又は特別徴収義務者に対してする求償権の行使を妨げない。

(無限責任社員(第二次納税義務))
第十一条の二 合名会社又は合資会社(以下「合資会社」という。)が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員(合資会社にあつては、無限責任社員)は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

(清算人等の第二次納税義務)
第十一条の三 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者(前条の規定の適用を受ける者を除く。以下本条において同じ。)は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額を限度として、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額を限度として、それぞれその責に任ずる。

額を限度として、それぞれその責に任ずる。

(同族会社の第二次納税義務)

第十一条の四 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七条の二第二項に規定する会社に該当する会社(以下本章において「同族会社」という。)の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産(当該会社の株式又は出資を除く。)につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その者の有する当該会社の株式又は出資(当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限(この法律又はこれに基く条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限(修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。))をいい、地方税で納期を分けているものの第二期以降の分については、その第一期分の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税の当該期限をいう。以下本章において同じ。)の一年前までに取得したものを除く。)の価額を限度として、当該会社は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 当該株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 当該株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時ににおける当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時の現況による。

(実質課税額等の第二次納税義務)
第十一条の五 滞納者の次の各号に掲げる地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者は同号に規定する収益が生じた財産(その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産(以下次条及び第十一条の七において「取得財産」という。))を含む)を限度として、第二号に掲げる者はその受けた利益の額を限度として、それぞれその滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 市町村民税の所得割で所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三条の二若しくは第四十六條の規定により課された所得税の課税に基いて課されたもの(これとあわせて課する道府県民税の所得割を含む。)に係る地方団体の徴収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で法人税法第七條の三の規定により課された法人税の課税に基いて課されたものに係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二條の二の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金、その所得税、法人税又は事業税の賦課の基因となつた収益が法律上屬するとみられる者

二 所得税法第六十七條の規定による計算がなされた所得に基いて課された市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金(これとあわせて課する道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金を含む。若しくは個人の事業税に係る地方団体の徴収金、法人税法第三十一條の三の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金若しくは法人の事業税に係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二條の四十三の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金、これらの規定により否認された納税者の行為(否認された計算の基礎となつた行為を含む。)に

つき利益を受けたものとされる者

(共同的な事業者の第二次納税義務)

第十一条の六 次の各号に掲げる者が納税者又は特別徴収義務者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に關して生ずる所得が納税者又は特別徴収義務者の所得となつてゐる場合において、その納税者又は特別徴収義務者がその供されてゐる事業に係る地方団体の徴収金を滞納し、その地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産(取得財産を含む。)を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 納税者又は特別徴収義務者が個人である場合、その者と生計を一にする配偶者その他の親族で納税者又は特別徴収義務者の経営する事業から所得を受けてゐるもの

二 納税者又は特別徴収義務者がその事実があつた時の現況において同族会社である場合、その判定の基礎となつた株主又は社員

(事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務)

第十一条の七 納税者又は特別徴収義務者がその親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は同族会社で政令で定

めるもの(以下次条において「親族その他の特殊関係者」といふ。)に事業を譲渡し、かつ、その譲渡人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでゐる場合において、納税者又は特別徴収義務者の当該事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲渡人は、譲渡財産(取得財産を含む。)を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされてゐる場合は、この限りでない。

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務)

第十一条の八 滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該地方団体の徴収金の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行つた、政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であ

るときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第五節 人格のない社団等の納税義務

(人格のない社団等に対する本章の規定の適用)

第十二条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの(以下本章において「人格のない社団等」といふ。)は、法人とみなして、本章中法人に關する規定をこれに適用する。

(人格のない社団等の納税義務の承継等)

第十二条の二 法人が人格のない社団等の財産に關する権利義務を包括して承継する場合(第九条の三の規定の適用がある場合を除く。)には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金(その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金)を納付し、又は納入する義務を負う。

2 人格のない社団等が地方団体の徴収金を滞納した場合において、これに關する財産(第三者が名義人となつてゐるため、当該第三者に法律上歸属するとみられる財産を除く。)につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足する

と認められるときは、当該第三者は、その法律上歸属するとみられる財産を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

3 滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合(第十一条の三の規定の適用がある場合を除く。)において、当該人格のない社団等(前項に規定する第三者を含む。)につき滞納処分をしてもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされてゐる場合は、この限りでない。

第六節 納税の告知等

(納税の告知)

第十三条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金(滞納処分費を除く。)を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならぬ。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

(繰上徴収)

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、す

でに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限る、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができ、その繰上徴収をする場合、その繰上徴収は、特別徴収義務者の財産につき滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続(以下「強制換価手続」といふ。)が開始されたとき。

二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき。

五 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免かれ、若しくは免かれようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2 前項に規定するまでに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。

一 納付又は納入の告知(第十一条第一項(これを準用する場合を含む。))の規定による告知を含む。)をした地方団体の徴収金

でに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限る、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができ、その繰上徴収をする場合、その繰上徴収は、特別徴収義務者の財産につき滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続(以下「強制換価手続」といふ。)が開始されたとき。

二 申告又は更正若しくは決定の通知があつた申告納付に係る地方税

三 特別徴収義務者が徴収した個人の市町村民税（これとあわせて課する個人の道府県民税を含む。）

四 課税すべき行為又は事実があつた特別徴収の方法によつて徴収される道府県税及び市町村税

3 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（強制換価の場合の木材引取税等の徴収）

第十三条の三 地方団体の長は、その引取に対し木材引取税又は軽油引取税が課される素材又は軽油が、強制換価手続により換価された場合においては、当該素材又は軽油の売却代金のうちから当該木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により木材引取税又は軽油引取税を徴収しようとするときは、あらかじめ、執行機関（滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下本章において「行政機関等」という。）裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。以下同じ。）及び特別徴収義務者又は納税

者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第一項の換価がされたときは、執行機関に対する前項の通知は交付要求として、特別徴収義務者又は納税者に対する同項の通知は納入又は納付の告知としてそれぞれされたものとみなす。

4 前三項の規定は、特別徴収の方法によつて徴収する第四条第三項の規定によつて課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）又は市町村法定外普通税のうちその課税客体が物件の引取等木材引取税又は軽油引取税の課税客体に類するもので自治庁長官が指定するものについて準用する。

第七節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整

（地方税優先の原則）

第十四条 地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定めがある場合を除き、すべての公課（滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費（以下本章において「国税」という。）を除く。以下本章において同じ。）その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価手続の費用の優先）

第十四条の二 納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続

が行われた場合において、地方団体の徴収金の交付要求をしたときは、その地方団体の徴収金は、その手続により配当すべき金銭（以下本章において「換価代金」という。）につき、当該強制換価手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）

第十四条の三 納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費（督促手数料を含む。以下第十四条の二十において同じ。）は、次条第十四条の八から第十四条の十一まで及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価の場合の木材引取税等の優先）

第十四条の四 第十三条の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四条の六から第十四条の十一まで及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた引取等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先だつて徴収する。

（地方団体の徴収金のうちの優先順位）

第十四条の五 地方税の督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不

申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費は、地方税に先だつて徴収する。

（差押先着手による地方税の優先）

第十四条の六 納税者又は特別徴収義務者の財産につき地方団体の徴収金の滞納処分による差押をした場合において、他の地方団体の徴収金又は国税の交付要求があつたときは、当該差押に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だつて徴収する。

（交付要求先着手による地方税の優先）

第十四条の七 納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、地方団体の徴収金及び国税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る地方団体の徴

収金は、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に次いで徴収する。

（担保を徴した地方税の優先）

第十四条の八 地方団体の徴収金につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金は、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金及び国税に先だつて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十四条の九 納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が地方団体の徴収金の法定納期限等（次の各号に掲げる地方税については、それぞれ当該各号に掲げる日とし、当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に掲げる日とし、その他の地方税に係る地方団体の徴収金については、法定納期限とする。以下本章において同じ。）以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税 その納付又は納入の告知書を発した日（申告により税

額が確定されたものについては、その申告があつた日とする。）

二 法定納期限前に繰上徴収に係る告知がされた地方税 その告知により指定された納期限三 随時に課する地方税 その納付の告知書を発した日

四 第十四条の十八第二項又は第十六条の四第二項の規定により告知し、又は通知した金額の地方税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

五 相続人の固有の財産から徴収する被相続人の地方税及び相続財産から徴収する相続人の固有の地方税（相続があつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限り）その相続があつた日

六 被合併法人に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の地方税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の地方税（合併があつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限り）その合併のあつた日

七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき地方税 第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の納付又は納入の通知書を発した日

2 次の各号に掲げる地方税について前項、次条、第十四条の十四第一項、第十四条の十六第一項、第十四条の十七第一項、第十四条の

十八第七項及び第十四条の二十第二号の規定を適用する場合は、当該地方税に係る法定納期限等は、それぞれ当該各号に掲げる日とし、当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の要因となつた地方税に係る当該各号に掲げる日とする。

一 法人税の課税に基いて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割（これらとあわせて課する均等割を含む。）当該法人税の国税徴収法（昭和三十四年法律第 号）第十五条第一項に規定する法定納期限等

二 所得税又は法人税の課税標準を基準として課する事業税 当該所得税又は法人税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等

三 個人の市町村民税（これとあわせて課する個人の道府県民税を含む。以下本号において同じ。）

イ 所得税の課税に基いて課する普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（これとあわせて課する均等割を含む。）当該所得税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等

ロ 特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税 第三百二十一条の四第二項に規定する通知の期限（当該期限後にされた通知に係る特別徴

収税額については、当該通知があつた日）

3 第一項の規定は、登記（登録を含む。以下本章において同じ。）をすることができ、質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に對し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。

一 公正証書
二 登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書

三 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十三条の規定により内容証明を受けた証書
四 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五条の規定により確定日附があるものとされた日に設定されたものとみなす。

5 第一項の質権を有する者は、第三項の証明をしなければ、地方団体の徴収金に於ける金額の範囲内においては、第一項の規定により地方団体の徴収金に優先する後順位の後順位に對して優先権を行使することができない。

（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）
第十四条の十 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につ

き、その抵当権により担保される質権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）
第十四条の十一 納税者又は特別徴収義務者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される質権に次いで徴収する。

2 前項の規定は、登記をすることができ、質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に對し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度）
第十四条の十二 前三条の規定に基き地方団体の徴収金に先だつ質権又は抵当権により担保される質権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその地方団体の徴収金に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における質権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の質権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2 質権又は抵当権により担保される質権額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した質権額につき新たに質権又は抵当権が設定さ

れたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）
第十四条の十三 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される質権に次いで徴収する。

一 不動産保存の先取特権
二 不動産工事の先取特権
三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条若しくは第八百四十二条の先取特権又は国際海上物品運送法（昭和三十三年法律第七十二号）第十九条の先取特権

四 地方団体の徴収金に優先する質権のため又は地方団体の徴収金のために動産を保存した者の先取特権
2 前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に對し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）
第十四条の十四 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上に地方団体の徴収金の法定納期限等以前からあるときは、又は納税者若しくは特別徴収義務者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される質権に次いで徴収する。

2 前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に對し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）
第十四条の十四 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上に地方団体の徴収金の法定納期限等以前からあるときは、又は納税者若しくは特別徴収義務者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につ

き、その先取特権により担保される質権に次いで徴収する。

2 前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に對し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）
第十四条の十四 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上に地方団体の徴収金の法定納期限等以前からあるときは、又は納税者若しくは特別徴収義務者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につ

き、その先取特権により担保される質権に次いで徴収する。

一 不動産賃貸の先取特権その他の質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権（前条第一項第三号及び第四号に掲げる先取特権を除く。）

二 不動産売買の先取特権

三 借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第八条又は接取不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三百三十八号）第七条に規定する先取特権

四 登記をした一般の先取特権

2 前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

（留置権の優先）

第十四条の十五 留置権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その留置権により担保されている債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に先だつて配当するものとす。

2 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収）

第十四条の十六 納税者又は特別徴収義務者が他に地方団体の徴収

金に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその地方団体の徴収金の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分をしてもなおその地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、その地方団体の徴収金は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続においてその質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができ。

2 前項の規定により徴収することができ金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納税者又は特別徴収義務者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の地方団体の徴収金の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

3 地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

5 地方団体の長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができ金額の地方団体の徴収金につき、執行機関に対し、交付要求をすることができ。

（担保の目的でされた仮登記と地方税）

第十四条の十七 納税者又は特別徴収義務者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、債務不履行を停止条件とする代物弁済の予約に基く権利移転の請求権の保全のための仮登記（仮登録を含む。）以下本章において同じ。その他これに類する担保の目的でされた仮登記（質権、抵当権又は先取特権）についてされたもの及び地方団体の徴収金の法定納期限等以前にされていものを除く。）がある財産を差し押えた場合には、その処分後にその仮登記に基く本登記（本登録を含む。）がされたときにおいても、その滞納処分による差押の効力は失われ。

2 地方団体の長は、前項の差押をしたときは、その旨を仮登記の権利者に通知しなければなら。

3 前項の通知に係る差押につき異議の申立又は出訴があつたときは、その異議の申立又は訴の係属している間は、その財産の換価をすることができない。

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第十四条の十八 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保

の目的となつていもの（以下本章において「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を徴収することができ。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下本条において「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した文書により告知しなければなら。この場合においては、納税者又は特別徴収義務者に対し、その旨を通知しなければなら。

3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていなければ、徴収吏員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分をすることができ。

4 第十一条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規定は、前項の場合について準用する。

5 譲渡担保財産を第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産とした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、第三項の規定による差押として滞納処分を執行することができ。この場合において、地方団体の長は、遅滞なく第二項の告知及び通知をしなければなら。

6 第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をし

た後、納税者又は特別徴収義務者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき質買、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお、譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

7 第一項の規定は、地方団体の徴収金の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつてい事実を、その財産の売却決定の前日までに証明した場合に、適用しない。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

8 第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、この法律中滞納処分に関する罪及び滞納処分に関する検査拒否等の罪に関する規定の適用については、納税者又は特別徴収義務者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第十四条の十九 質買の特約のある質買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下本条において「質買権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産のその質買権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた質買

税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額の二分の一に相当する金額以下の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額について、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額に係る第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を地方団体の長に提出し、かつ、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額について、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収を猶予するものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの（以下「外国法人」という。）にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。）の氏名、徴収の猶予を受け

ようとする道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額並びに徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならぬ。

（徴収猶予の取消）

第十五条の四 第十五条又は前条の規定により地方団体の徴収金について徴収の猶予を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十五条第一項後段の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき。

二 第十六条第三項の規定により担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する地方団体の長の求に応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受

けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（換価の猶予の要件等）

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することとが、直ちにその換価をすることとに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 地方団体の長は、前項の換価を猶予する場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の

差押を猶予し、又は解除することができる。

3 第十五条第一項後段、第三項及び第四項前段並びに第十五条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

（換価の猶予の取消）

第十五条の六 換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十五条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する事実があるとき。

二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるとき。

2 第十五条の四第三項の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

（滞納処分の停止の要件等）
第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）
第十五条の八 地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

(延滞金額及び延滞加算金額の免除)

第十五条の九 第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。又は第十五条の七第一項の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分執行を停止した場合に、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除するものとする。ただし、第十五条の四第一項又は前条第一項の規定による取消の事由となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

2 第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号(前項本文に規定する部分を除く)又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合において、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務につき

いて軽減又は免除をしなければならない、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。
二 納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額又は延滞加算金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

第九節 納税の猶予に伴う担保等

(担保の徴収)

第十六条 地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴収しなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 国債及び地方債
- 二 地方団体の長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む)その他の有価証券
- 三 土地
- 四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団
- 六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴収する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴収した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に對し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(納付又は納入の委託)

第十六条の二 第十五条若しくは第十五条の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、地方団体の長が定める有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てた金銭による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。

この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあらかじめ提供しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証券又は納入受託証券を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立及び納付又は納入の再委託をすることができる。

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により前条第一項各号に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

(保全担保)

第十六条の三 次の各号に掲げる地方税の特別徴収義務者(第一号から第五号までに掲げる地方税については、申告納付又は普通徴収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。以下本条において同じ)がこれらの地方税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第十六条第一項

各号に掲げるものの提供を命ずることができる。

- 一 娯楽施設利用税
- 二 遊興飲食税
- 三 電気ガス税
- 四 木材引取税
- 五 軽油引取税
- 六 入場税
- 七 特別徴収の方法によつて徴収する道府県法外普通税又は市町村法外普通税

2 前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とする。

3 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

4 地方団体の長は、第一項の規定により同項に規定する地方団体の徴収金の担保の提供を命じた場合において、特別徴収義務者がその指定された期限までにその命ぜられた担保の提供をしないときは、その地方団体の徴収金に關し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを文書で特別徴収義務者に通知することができる。

5 前項の通知があつたときは、その通知を受けた特別徴収義務者は、同項の抵当権を設定したものと

みなす。この場合において、地方団体の長は、抵当権の設定の登記を関係機関に囑託しなければならない。

6 地方団体の長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定(以下「担保の提供等」という。)があつた場合において、第一項の命令に係る地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

7 地方団体の長は、担保の提供等があつた特別徴収義務者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができ。

(保全差押)

第十六条の四 地方団体の徴収金につき納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免かれ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基き、この法律で準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは留置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による押収、留置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定(納付若しくは納入の告知、申告、更正又は決定による確定をいう。以下本条において同じ。)後においては当該地方団体の徴収金の徴収を

確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、当該地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定前に、その確定するの見込まれる地方団体の徴収金の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分をするを要すると認める金額(以下本条において「保全差押金額」という。)を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる。

2 地方団体の長は、前項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納付又は納入の義務があると認められる者に文書で通知しなければならない。

3 前項の通知をした場合において、その納付又は納入の義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第十六条第一項各号に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、地方団体の長は、その差押をすることができない。

4 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

一 第一項の規定による差押を受けた者が、前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。
二 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないとき。

5 地方団体の長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

6 第一項の規定による差押又は第三項に規定する担保の提供があつた場合において、その差押又は担保の提供に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その地方団体の徴収金を徴収するためにされたものとみなす。

7 第十六条第二項から第四項までの規定は、第三項に規定する担保について準用する。

8 第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

9 第一項の場合において、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、地方団体の長は、差押に代えて交付要求をすることができ。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

10 地方団体の長は、第一項の規定により差し押えた金銭(有価証券、債券又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。)がある場合において、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

11 第一項に規定する地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により損害を受けたときは、地方団体は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

(担保の処分)

第十六条の五 第十五条又は第十五条の五の規定による徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予を受けた者がその猶予に係る地方団体の徴収金をその猶予の期限までに納付若しくは納入をせず、又は地方団体の長が第十五条の四第一項若しくは第十五条の六第一項の規定によりその猶予に係る地方団体の徴収金を徴収する場合において、その地方団体の徴収金について徴した担保があるとときは、地方団体の長は、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充て、又は保証人にその地方団体の徴収金を納付し、若しくは納入させる。

2 前項の場合において、地方団体の長は、担保財産の処分の代金が同項の地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分をし、また、保証人がその納付し、又は納入すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分をし、なお不足があるとき、又

は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分をする。

3 前二項の規定は、第十六条の三又は前条第三項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る地方団体の徴収金を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその地方団体の徴収金に充てる。

4 第十一条の規定は、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定により保証人から地方団体の徴収金を徴収する場合について準用する。

第十節 還付

(過誤納金の還付)

第十七条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金(以下本章において「過誤納金」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

(過誤納金の充当)

第十七条の二 地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者となつた地方団体の徴収金があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第四十八条第三項の規定により当該道府県の個人の道府県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項

の規定により当該市町村の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならぬ。

3 前二項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適用することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

4 地方団体の長は、第一項又は第二項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならぬ。

(地方税の予納額の還付の特例)
第十七条の三 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができなくない。

一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金
二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確定であるとして認められる地方団体の徴収金
2 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一

部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により還付し、又は充当する場合に、その過誤納金が納付され、又は納入された日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日(同日前に充当をするに適用することとなつた日があるときは、その日)までの期間に及び、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。
その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間
二 過誤納金の返還請求権につき、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条の規定による差押がされた場

合において、同法第六百条第一項の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は同項の命令があつた日までの期間
三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間
3 第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が百円未満であるときは、適用せず、また、その額に百円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額となる。

4 前三項の規定により計算した還付加算金の額が十円未満であるときは、加算しない。

5 二以上の納期又は二回以上の分割納付若しくは分割納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する地方団体の徴収金に達するまで、納付又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれ納付又は納入の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6 適法に納付され、又は納入された地方団体の徴収金、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基き過納となつたときは、その過納額に相当する地方団体の徴収金は、その過納となつた日に納

付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第十一節 消滅時効

(地方税の消滅時効)
第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本節において「地方税の徴収権」という。)は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、本節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)

第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 納付又は納入に関する告知その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押がされた場合には、そのされた日)までの期間
三 交付要求 その交付要求がされている期間(この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期

間があるときは、その期間を除く。)

2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換領手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われぬ。

3 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予又は差押財産の換領の猶予に係る地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

(還付金の消滅時効)

第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に對する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に對する請求権(以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。)は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二節 雜則

(異議の申立)

第十九条 第十一條第一項若しくは第二項(第十六条の五第四項において準用する場合を含む。)の告知若しくは督促、第十三条の二第三項の繰上徴収に係る告知、第十四条の十八第二項の告知、第十五条の四第三項(第十五条の六第二項において準用する場合を含む。)の通知、第十五条の八第二項の通知又は第十六条の四第二項の通知を受けた者は、これらの告知、督促又は通知について不服が

ある場合においては、その通知書、催告書又は告知書（以下本条において「通知書等」という。）の交付を受けた日から三十日以内に地方団体の長に異議の申立をすることができ、

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定の適用については、同項の通知書等を郵便をもつて送達した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知書等の交付を受けた日とみなす。この場合において、同項の通知書等を受けた者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて当該通知書等の交付を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立に対する地方団体の長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

（書類の送達）

第二十条 地方団体の徴収金の賦課徴収、還付又は異議の決定（これに準ずるものを含む。）に関する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができ、

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまをえあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者の他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合、送達すべき場所（書類を差し置くこと）通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を送達した場合に、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合においては、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、又はこの法律の施行地でない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができ、

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（道府県税の賦課徴収の委任）

第二十条の三 道府県は、道府県税（道府県民税を除く。）以下本条において同じの賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、市町村に委任することができる。

一 道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。

二 市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を委任されることに進んで同意したこと。

三 前二号に掲げる場合を除くほか、道府県から当該道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任することについて申請があつた場合において、自治庁長官がその必要を認めて許可をしたこと。

2 道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任した場合においては、当該市町村においてその事務を行うために要する費用を補償しなければならない。

3 前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内にしなければならない。

（徴収の嘱託）

第二十条の四 地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、地方団体の徴税吏員は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体の徴税吏員にその徴収を嘱託することができる。

2 前項の場合における徴収は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体に於ける徴収の例による。

3 第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の収入とする。

（期間の計算及び期限の特例）

第二十条の五 この法律又はこれに基く条例に定める期間の計算については、民法第百三十九条から第百四十二条までに定めるところによる。

2 この法律又はこれに基く条例の規定により定められている期限（前項の規定の適用がある期限その他政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条に規定する休日に該当するときは、この法律又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日をその期限とみなす。（第三者の納付又は納入及びその代位）

第二十条の六 地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

2 地方団体の徴収金の納付若しくは納入については正当な利益を有する第三者又は納税者若しくは特別徴収義務者の同意を得た第三者が納税者又は特別徴収義務者に代つてこれを納付し、又は納入した場合においては、その地方団体の徴収金につき第十六条の規定による担保として抵当権が設定されたときは、これらの者は、その納付又は納入により、その抵当権につき地方団体に代位することができる。

3 前項の場合において、第三者が納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の一部を納付し、又は納入したときは、その残余の地方団体の徴収金は、同項の規定に

より代位した第三者の債権に先だつて徴収する。
(債権者の代位及び詐害行為の取消)

第二十條の七 民法第四百二十三條及び第四百二十四條の規定は、地方団体の徴収金の徴収について準用する。

(供託)

第二十條の八 民法第四百九十四條並びに第四百九十五條第一項及び第三項の規定は、この法律又はこれに基く条例の規定により債権者、納税者、特別徴収義務者その他の者に金銭を交付すべき場合に準用する。

(地方税に關する相殺)

第二十條の九 地方団体の徴収金と地方団体の對する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と地方団体の對する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(納税証明書の交付等)

第二十條の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に關する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。
2 前項の証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

(政令への委任)

第二十條の十一 第九條から前条までに定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三節 罰則

(不納せん動に關する罪)

第二十一條 納税義務者又は特別徴収義務者がすべき課税標準額の申告(これらの申告の修正を含む。以下本条において「申告」と総称する。)をしないこと、虚偽の申告をする、税金の徴収若しくは納付をしないこと、又は納入金の納入をしないことをせん動した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、税金の徴収若しくは納付をさせないため、又は納入金の納入をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は罰金に処する。

(秘密漏えいに關する罪)
第二十二條 地方税に關する調査に關する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三條第一号中(昭和二十二年法律第二十七號)を削り、同号及び同条第二号中「第九條第三項」を「第四十六條」に改める。
第二十六條第三項中「第六十八條第一項」を「第六十八條第六項」に改める。

第四十一條第一項中「第十八條」を「第十七條の四」に改め、「若しくは充當」を削る。

第四十七條第一項第三号中「第十七條の下に」又は「第十七條の二」を加え、同項第四号中「第十八條」を「第十七條の四」に、「還付し、又は充當した」を「加算した」に改め、「又は充當加算金」を削る。

第四十八條第一項中「の規定による滞納処分」の例により「処分」を規定する滞納処分の例により滞納処分を改める。
第四十九條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に關する異議の申立等の期限の特例)
第四十九條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第一項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日
二 不動産等(国税徴収法第六百六條第二項に規定する不動産等をいう。以下同じ。)についての差押 その公売期日等(国税徴収法第六百一十一條に規定する公売期日等をいう。以下同じ。)

三 不動産等についての公告(国税徴収法第七十一條第一項第三号に掲げる公告をいう。以下同じ。)から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
四 換価代金等の配當 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に對する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一號)第二條ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第一項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押財産等の搬出及び換価の制限)
第四十九條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)
第四十九條の四 第四十九條の第二項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に關する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

3 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。
第五十條第一項から第四項までを次のように改める。

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

個人道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八條第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損毀し、道府県及び

市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第六十四条中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改める。

第六十六条第二項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同

条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十八條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

法人等の道府県民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

三 法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一

一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三十三條の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなればならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするとき、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六十八條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第六十八條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることがで

きる期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日から三十日を経過した日)

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に對する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押財産等の搬出及び換価の制限)

第六十八條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡

の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立に係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第六十八條の四 第六十八條の二第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならぬ。

3 第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

第六十九條第一項から第三項までを次のように改める。

法人等の道府県民税の納税者が滞納処分を執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分を執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十八條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行つ道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第六十八條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行つ道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十一條及び第七十一條の二を次のように改める。

(法人等の道府県民税に係る延滞加算金)

第七十一條 道府県の徴税吏員は、督促状を發したの場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日三銭の割合をもつて、督促状を發した日から起算して十日を経過した日の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第七十一條の二 削除

第七十一條の三 中「明治三十三年法律第六十七号」を削る。

第七十二條の七第三項中「第七十二條の六十八第一項」を「第七十二條の六十八第六項」に改める。

第七十二條の十四第六項第二号中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第七十二條の四十第一項各号中「第十六條」を「第十三條の二」に改める。

第七十二條の四十五第一項中「第十六條の六」を「第十五條の三」に改める。

第七十二條の四十九第四項中「第十八條」を「第十七條の四」に改める。

第七十二條の五十第二項中「第十六條」を「第十三條の二」に改める。

第七十二條の六十六第二項中「第十六條の六」を「第十五條の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二條の六十八第九項中「第十二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

事業税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該事業税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 事業税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三條の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る事業税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのであつた場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののその他事業税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七十二條の六十八の次に次の三條を加える。

第七十二條の六十八の二 滞納処分(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

について次の各号に掲げる処分に關し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に關し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、道府県

知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第七十二条の六十八の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七十二条の六十八の四 第七十二条の六十八の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に就いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七十二条の六十九第一項から第三項までを次のように改める。

事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かされる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条の七十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四十一條の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十二条の七十一を次のように改める。

第七十二条の七十一 削除

第七十二条の七十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由がある」と認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七十三条の八第三項中「第七十三条の三十六第一項」を「第七十三条の三十六第六項」に改める。

第七十三条の二十七第二項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七十三条の三十四第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十三条の三十六第九項中「第十二項」を「第七項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前

六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

不動産取得税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

四 不動産取得税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

五 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

六 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をする場合において、

滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

六 前各項に定めるものその他不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七十三条の三十六の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第七十三条の三十六の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関する欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対

する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとす。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第七十三条の三十六の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立に係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七十三条の三十六の四 第七十三条の三十六の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる

場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に就いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。第七十三条の三十七第一項から第三項までを次のように改める。

不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第

三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条の三十八の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類に偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十三条の三十九を次のように改める。

第七十三条の三十九 削除

第七十三条の四十第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由がある」と認める場合」に改め、同項各号を削る。

中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百二条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人については、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 娛樂施設利用税に係る地方団体

の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第七十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのであつた場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百二条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第二百二条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立、前条第七項の規

定により異議の申立をすることができ、期間を経過したものを除く。は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受け、た日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第二百二条の三 国税徴収法第五十八

条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第二百二条の四 第二百二条の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであるとき、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百三条第一項から第三項までを次のように改める。

娛樂施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が滞納者、滞納者又は滞納者に対する滞納処分を執行し、換価し、道府県の財産を隠蔽し、損壊し、道府県の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者、申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者、申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免かされさせる目的で前項の行為をしたとき、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者、申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第百二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行つ道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百五条を次のように改める。

第百五条 罰則

第百六条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発送した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第百十六条第三項中「第百三十四条第一項」を「第百三十四条第六項」に改める。

第百二十二条の二第一項中「第十六条の二」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三（第二項を除く。）及び第十六条の四」を「第十一条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」に改め、同項後段を削る。

第百三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百三十四条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第十六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を

「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

遊興飲食税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までその督促に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合において、

滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ、

6 前各項に定めるものその他遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。第百三十四条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第百三十四条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受け、た日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から

売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押財産等の搬出及び換価の制限)

第百三十四条の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第百三十四条の四 第百三十四条の二第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができ、

一 その異議の申立に係る処分に就いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分は違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百三十五條第一項から第三項までを次のように改める。

遊興飲食税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百三十六條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十四條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百三十四條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百三十七條を次のように改める。

第百三十七條 削除

第百三十八條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発送した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第百五十五條第三項中「第百六十七條第一項」を「第百六十七條第六項」に改める。

第百六十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百六十七條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合

には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 自動車税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る自動車税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののその他自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第百六十七條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第百六十七條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠

陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をするのでない期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとす。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県

知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第百六十七條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第百六十七條の四 第百六十七條の二第二項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができ。

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分は違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百六十八條第一項から第三項までを次のように改める。

自動車税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百六十九條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

条の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百七十條を次のように改める。

第百七十條 削除

第百七十一條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認められる場合」に改め、同項各号を削る。

第百八十八條第三項中「第二百條第一項」を「第二百條第六項」に改める。

第百九十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行つた道府

の二に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該徴収税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る徴収税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 徴収税に係る地方団体の徴収金の納期限第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る徴収税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金

若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、他徴収税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百条の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第二百条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押の公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとす。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第二百条の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立に係る間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第二百条の四 第二百条の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分

に続いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百条の五 第一項から第三項までの規定を次のように改める。

第二百条の六 徴収税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第二百三条 削除

第二百四條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納した」とについてやむを得ない理由がある」と認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百四十四條第三項中「第二百五十三條第一項」を「第二百五十三條第六項」に改める。

項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

狩猟者に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該狩猟者に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟者に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩猟者に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 狩猟者に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続きが行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納

に係る狩猟者に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでできる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ、

6 前各項に定めるもののその他狩猟者に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百五十三条の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第二百五十三条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができ、期間を経過したものを除く）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとす。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押財産等の搬出及び換価の制限)

第二百五十三条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例によるの命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第二百五十三条の四 第二百五十三条の二第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分は違法が軽微なものであるとき、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百五十四条第一項から第三項までを次のように改める。

狩猟者の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を増加する行為をしたとき、

き、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五十五条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二百五十三条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行つ道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第二百五十三条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行つ道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第二百五十六條を次のように改める

第二百五十六條 罰除

第二百五十七條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一

昭和三十四年三月三日【参議院】

に該当する場合を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由がある」と認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百五十九条中「第四条第三項の規定による普通税（以下「道府県法
定外普通税」といふ。）を「道府県法
定外普通税に改める。

第二百六十四条第三項中「第二百
八十五条第一項」を「第二百八十五
条第六項」に改める。

第二百八十三条第二項を削り、同
条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同項を同条第二項とする。

第二百八十五条第九項中「第二項」
を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」
に改め、同項を同条第十四項とし、同
条第八項中「第一項」を「第一項から
第六項まで」に改め、同項を同条第十
三項とし、同条第七項を同条第十二
項とし、同条第六項中「第二項」を「第
七項」に改め、同項を同条第十一項と
し、同条第五項を同条第十項とし、同
条第四項中「第二項」を「第七項」に改
め、同項を同条第九項とし、同条第三
項を同条第八項とし、同条第二項
中「前項」を「第六項」に改め、同項を
同条第七項とし、同条第一項を次の
ように改める。

道府県法定外普通税に係る滞納
者が次の各号の一に該当するときは
は、道府県の徴税吏員は、当該道
府県法定外普通税に係る地方団体の
徴収金につき、滞納者の財産を
差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る道府県法定外普通税に係

る地方団体の徴収金を完納しな
いとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知
により指定された納期限までに
道府県法定外普通税に係る地方
団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人
について前項の規定を適用する場
合には、同項第一号中「督促状」と
あるのは、「納付又は納入の催告
書」とする。

3 道府県法定外普通税に係る地方
団体の徴収金の納期限後第一項第
一号に規定する十日を経過した日
までに、督促を受けた滞納者につ
き第十三条の二第一項各号の一に
該当する事実が生じたときは、道
府県の徴税吏員は、直ちにその財
産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手
続が行われた場合には、道府県の
徴税吏員は、執行機関に対し、滞
納に係る道府県法定外普通税に係
る地方団体の徴収金につき、交付
要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項か
ら第三項までの規定により差押を
することができるときは、滞納者
の財産で国税徴収法第八十八
条第一項各号に掲げるものにつ
き、すでに他の地方団体の徴収金
若しくは国税の滞納処分又はこれ
らの滞納処分の例による処分によ
る差押がされているときは、当該
財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができぬ。

6 前各項に定めるもののその他道府
県法定外普通税に係る地方団体の

徴収金の滞納処分については、国
税徴収法に規定する滞納処分の例
による。

第二百八十五条の次に次の三條を
加える。

（滞納処分に関する異議の申立等
の期限の特例）

第二百八十五条の二 滞納処分につ
いて次の各号に掲げる処分に関し
欠陥があること（第一号に掲げる
処分については、これに関する通
知が到達しないことを含む。）を理
由としてする異議の申立（前条第
七項の規定により異議の申立をす
ることができるときは、期間を経過したも
のを除く。）は、同項の規定にかか
らず、当該各号に掲げる期限ま
でなければならない、することができな
い。

一 督促 差押に係る通知を受け
た日（その通知がないときは、
その差押があつたことを知つた
日）から三十日を経過した日

二 不動産等 についての差押 そ
の公示期日等

三 不動産等 についての公告から
売却決定までの処分 換価財産
の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金
等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に對
する決定を経ることにより著しい
損害を生ずるおそれがあるときそ
の他正当な理由がある場合におけ
る行政事件訴訟特例法第二条た
し書の規定による訴の提起につ
いて準用する。この場合において、
同項中「前条第七項の規定により
異議の申立をする」とあるのは、

「行政事件訴訟特例法第五条第一
項又は第三項の規定により訴を提
起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関
し欠陥があることを理由として滞
納処分について異議の申立があつ
たときは、滞納処分は、続行する
ことができない。ただし、道府県
知事がその異議の申立につき理由
がないと認めるときは、この限り
でない。

（差押動産等の搬出及び換価の制
限）

第二百八十五条の三 国税徴収法第
五十八条第二項の規定の例による
引渡の命令を受けた第三者が、その
命令に係る財産が滞納者の所有に
属していないことを理由として、
その命令につき異議の申立をした
ときは、その異議の申立の係属す
る間は、当該財産の搬出又は換価
をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の
制限）

第二百八十五条の四 第二百八十五
条の二第一項第三号に掲げる処分
に欠陥があることを理由として滞
納処分に関する異議の申立があつ
た場合において、その処分は違法
ではあるが、次に掲げる場合に該
当するときは、道府県知事は、そ
の異議の申立を棄却することがで
きる。

一 その異議の申立に係る処分に
ついて行われるべき処分（以下本
号において「後行処分」といふ。）
がすでに行われている場合にお
いて、その異議の申立に係る処
分の違法が軽微なものであり、

その後行処分に影響を及ぼさせ
ることが適当でないことを認めら
れるとき。

二 換価した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合
で、その異議の申立に係る処分
を取り消すことが公共の福祉に
適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の
棄却の決定には、処分が違法であ
ること及び異議の申立を棄却する
理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に對す
る損害賠償の請求を妨げない。
第二百八十六條第一項から第三項
までを次のように改める。

道府県法定外普通税の納税者又
は特別徴収義務者が滞納処分の執
行を免れる目的でその財産を隠
蔽し、損壊し、道府県の不利益に
処分し、又はその財産に係る負担
を偽つて増加する行為をしたとき
は、その者は、三年以下の懲役若
しくは五十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財
産を占有する第三者が納税者又は
特別徴収義務者に滞納処分の執行
を免れさせる目的で前項の行為
をしたときも、また同項と同様と
する。

3 情を知つて前二項の行為につ
き納税者若しくは特別徴収義務者
又はその財産を占有する第三者の
相手方となつた者は、二年以下の懲
役若しくは三十万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。
第二百八十七條の見出し中「検査

拒否」を「検査拒否等」に改め、同条
第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、
十万円以下の罰金に処する。

一 第二百八十五条第六項の場合
において、国税徴収法第四百十
一条の規定の例によつて行つた道
府県の徴税吏員の質問に対して
答弁をせず、又は偽りの陳述を
した者

二 第二百八十五条第六項の場合
において、国税徴収法第四百十
一条の規定の例によつて行つた道
府県の徴税吏員の帳簿若しくは
書類の検査を拒み、妨げ、若し
しくは忌避し、又はその帳簿若し
しくは書類で偽りの記載をしたも
のを呈示した者

第二百八十八条を次のように改め
る。

第二百八十八条 削除

第二百八十九条第一項各号列記以
外の部分中「督促状の指定期限」を
「督促状を發した日から起算して十
日を経過した日」に、「左の各号の一
に該当する場合」を「公示送達の方法
により督促をした場合、税金又は納
入金を滞納したことについてやむを
得ない理由があると認める場合」に
改め、同項各号を削る。

第二百九十二条第五号及び第十一
号中「第九条第三項」を「第四十六
条第一項」に改める。
第二百九十八条第三項中「第三百
三十一條第一項」を「第三百三十一
條第六項」に改める。

第三百三十一條の七第二項中「こ
れに」を「第十七條の二の規定の例
によつてこれに」に、「第十七條の規
定の適用」を「第十七條及び第十七條
の二の規定の適用」に改める。
第三百二十七條第一項中「第十六
條の六」を「第十五條の三」に改め
る。

第三百二十九條第二項中「第十六
條の六」を「第十五條の三」に改め、
同条第三項を削り、同条第四項を同
条第三項とする。

第三百三十一條第九項中「第二項」
を「第七項」に、「第七項」を「第十二
項」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一
項から第六項まで」に改め、同項を
同条第十三項とし、同条第七項を同
条第十二項とし、同条第六項中「第
二項」を「第七項」に改め、同項を同
条第十項とし、同条第五項を同条
第十項とし、同条第四項中「第二項」
を「第七項」に改め、同項を同条第九
項とし、同条第三項を同条第八項と
し、同条第二項中「前項」を「第六項」
に改め、同項を同条第七項とし、同
条第一項を次のように改める。

市町村民税に係る滞納者が次の
各号の一に該当するときは、市町
村の徴税吏員は、当該市町村民税
に係る地方団体の徴収金につき、
滞納者の財産を差し押さなければ
ならない。

一 滞納者が督促を受け、その督
促状を發した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る市町村民税に係る地方団
体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知
により指定された納期限までに
市町村民税に係る地方団体の徴
収金を完納しないとき。

第二次納税義務者又は保証人に
ついて前項の規定を適用する場合
には、同項第一号中「督促状」と
あるのは、「納付又は納入の催告
書」とする。

市町村民税に係る地方団体の徴
収金の納期限後第一項第一号に規
定する十日を経過した日までに、
督促を受けた滞納者につき第十三
條の二第一項各号の一に該当する
事実が生じたときは、市町村の徴
税吏員は、直ちにその財産を差し
押さえることができる。

滞納者の財産につき強制換価手
続が行われた場合には、市町村の
徴税吏員は、執行機関に対し、滞
納に係る市町村民税に係る地方団
体の徴収金につき、交付要求をし
なければならない。

市町村の徴税吏員は、第一項か
ら第三項までの規定により差押を
することができ、滞納者において、
滞納者の財産で国税徴収法第八十
六條第一項各号に掲げるものにつ
き、すでに他の地方団体の徴収金
若しくは国税の滞納処分又はこれ
らの滞納処分の例による処分によ
る差押がされているときは、当該
財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができ、

前各項に定めるものその他市町
村民税に係る地方団体の徴収金の
滞納処分については、国税徴収法
に規定する滞納処分の例による。

第三百三十一條の次に次の三條を
加える。

（滞納処分に関する異議の申立等
の期限の特例）
第三百三十一條の二 滞納処分につ

いて次の各号に掲げる処分に関し
欠陥があること（第一号に掲げる
処分については、これに関する通
知が到達しないことを含む。）を理
由としてする異議の申立（前条第
七項の規定により異議の申立をす
ることができない期間を経過したも
のを除く。）は、同項の規定にかか
らず、当該各号に掲げる期限ま
でなければ、することができな
い。

一 督促 差押に係る通知を受け
た日（その通知がないときは、
その差押があつたことを知つた
日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 そ
の公売期日等

三 不動産等についての公告から
売却決定までの処分 換価財産
の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金
等の交付期日

前項の規定は、異議の申立に対
する決定を経ることにより著しい
損害を生ずるおそれがあるときそ
の他正当な理由がある場合におけ
る行政事件訴訟特例法第二条た
し書の規定による訴の提起につ
いて準用する。この場合において、
同項中「前条第七項の規定により
異議の申立をする」とあるのは、
「行政事件訴訟特例法第五条第一
項又は第三項の規定により訴を提
起する」と読み替へるものとす
る。

第三百三十一條の三 国税徴収法
第五十八條第二項の規定の例によ
る引渡の命令を受けた第三者が、そ
の命令に係る財産が滞納者の所有
に属していないことを理由とし
て、その命令につき異議の申立を
したときは、その異議の申立の係
属する間は、当該財産の搬出又は
換価をすることができない。
（不動産等の売却決定等の取消の
制限）

第三百三十一條の四 第三百三十
一條の二第一項第三号に掲げる処分
に欠陥があることを理由として滞
納処分に関する異議の申立があつ
た場合において、その処分は違法
ではあるが、次に掲げる場合に該
当するときは、市町村長は、その
異議の申立を棄却することができる。
一 その異議の申立に係る処分に
ついて行われるべき処分（以下
本号において「後行処分」とい
う。）がすでに行われている場合
において、その異議の申立に係
る処分の違法が軽微なものであ
り、その後行処分に影響を及ぼ
させることが適当でないと認め
られるとき。

二 換価した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合
で、その異議の申立に係る処分
を取り消すことが公共の福祉に

ことができない。ただし、市町村
長がその異議の申立につき理由が
ないと認めるときは、この限りで
ない。
（差押動産等の搬出及び換価の制
限）

- 2 適合しないと認められるとき。
- 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 第三百三十二条第一項から第三項までを次のように改める。

市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分を執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分を執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十三条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十一條第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一條の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の質問に対して

答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第三百三十一條第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一條の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第三百三十四條を削り、第三百三十四條の二中「交付を求め」を「交付要求をする」に改め、同条を第三百三十四條とする。

第三百三十五條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由がある」と認める場合」に改め、同項各号を削る。

第三百五十三條第三項中「第三百七十三條第一項」を「第三百七十三條第七項」に改める。

第三百六十四條第四項中「第十七條の下に」又は「第十七條の二」を加える。

第三百七十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百七十三條第九項中「第二項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項

中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項を次のように改める。

固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

四 固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三條の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

五 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団

体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の場合による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 第三百六十四條第三項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合において、は、当該固定資産について第三百八十九條第一項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるもののほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第三百七十三條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第三百七十三條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）を理由としてする異議の申立（前条第八項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限ま

でなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第三百七十三條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有

に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。
(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第三百七十三条の四 第三百七十三
条の二第一項第三号に掲げる処分
に欠陥があることを理由として滞
納処分に関する異議の申立があつ
た場合において、その処分は違法
ではあるが、次に掲げる場合に該
当するときは、市町村長は、その
異議の申立を棄却することができ
る。

一 その異議の申立に係る処分に
統一して行われるべき処分(以下
本号において「後行処分」とい
う。)がすでに行われている場合
において、その異議の申立に係
る処分の違法が軽微なものであ
り、その後行処分に影響を及ぼ
させることが適当でないと認め
られるとき。

二 換価した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合
で、その異議の申立に係る処分
を取り消すことが公共の福祉に
適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の
棄却の決定には、処分が違法であ
ること及び異議の申立を棄却する
理由を明示しなければならない。
3 第一項の規定は、市町村に対す
る損害賠償の請求を妨げない。
第三百七十四条第一項から第三項
までを次のように改める。

固定資産税の納税者が滞納処分

の執行を免れる目的でその財産
を隠蔽し、損壊し、市町村の不利
益に処分し、又はその財産に係る
負担を偽つて増加する行為をした
ときは、その者は、三年以下の懲
役若しくは五十万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者
が納税者に滞納処分の執行を免か
れさせる目的で前項の行為をした
ときも、また同項と同様とする。
3 情を知つて前二項の行為につき
納税者又はその財産を占有する第
三者の相手方となつた者は、二年
以下の懲役若しくは三十万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

第三百七十五条の見出し中「検査
拒否」を「検査拒否等」に改め、同条
第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、
十万円以下の罰金に処する。
一 第三百七十三条第七項の場合
において、国税徴収法第四百四十
一条の規定の例によつて行つた市
町村の徴税吏員の質問に対して
答弁をせず、又は偽りの陳述を
した者

二 第三百七十三条第七項の場合
において、国税徴収法第四百四十
一条の規定の例によつて行つた市
町村の徴税吏員の帳簿若しくは
書類の検査を拒み、妨げ、若し
くは忌避し、又はその帳簿若し
くは書類で偽りの記載をしたも
のを呈示した者

第三百七十六条を次のように改め
る。
第三百七十六条 削除

第三百七十六條 削除

第三百七十七條第一項各号列記以
外の部分中「督促状の指定期限」を
「督促状を発送した日から起算して十
日を経過した日」に、「左の各号の一
に該当する場合を」「公示送達の方法
により督促をした場合、税金を滞納
したことに付いてやむを得ない理由
がある」と認める場合」に改め、同項
各号を削る。

第四百四十五條の二第四項中「第
十八條」を「第十七條の四」に改める。
第四百五十條第三項中「第四百五
十九條第一項」を「第四百五十九條第
六項」に改める。
第四百五十七條第二項を削り、同
条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同項を同条第二項とする。

第四百五十九條第九項中「第二項」
を「第七項」に、「第七項」を「第十二
項」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一
項から第六項まで」に改め、同項を
同条第十三項とし、同条第七項を同
条第十二項とし、同条第六項中「第
二項」を「第七項」に改め、同項を同
条第十一項とし、同条第五項を同条
第十項とし、同条第四項中「第二項」
を「第七項」に改め、同項を同条第九
項とし、同条第三項を同条第八項と
し、同条第二項中「前項」を「第六項」
に改め、同項を同条第七項とし、同
条第一項を次のように改める。

軽自動車税に係る滞納者が次の
各号の一に該当するときは、市町
村の徴税吏員は、当該軽自動車税
に係る地方団体の徴収金につき、
滞納者の財産を差し押えなければ
ならない。

一 滞納者が督促を受け、その督

促状を発送した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る軽自動車税に係る地方団
体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知
により指定された納期限までに
軽自動車税に係る地方団体の徴
収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人に
ついて前項の規定を適用する場合
には、同項第一号中「督促状」とあ
るのを、「納付の催告書」とする。
3 軽自動車税に係る地方団体の徴
収金の納期限後第一項第一号に規
定する十日を経過した日までに、
督促を受けた滞納者につき第十三
条の二第一項各号の一に該当する
事実が生じたときは、市町村の徴
税吏員は、直ちにその財産を差し
押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手
続が行われた場合には、市町村の
徴税吏員は、執行機関に対し、滞
納に係る軽自動車税に係る地方団
体の徴収金につき、交付要求をし
なければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項か
ら第三項までの規定により差押を
することができるときにおいて、
滞納者の財産で国税徴収法第八十
六条第一項各号に掲げるものに
つき、すでに他の地方団体の徴収金
若しくは国税の滞納処分又はこれ
らの滞納処分の例による処分によ
る差押がされているときは、当該
財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののその他軽自
動車税に係る地方団体の徴収金の

滞納処分については、国税徴収法
に規定する滞納処分の例による。
第四百五十九條の次に次の三條を
加える。
(滞納処分に関する異議の申立等
の期限の特例)

第四百五十九條の二 滞納処分につ
いて次の各号に掲げる処分に関し
欠陥があること(第一号に掲げる
処分については、これに関する通
知が到達しないことを含む。)を理
由としてする異議の申立(前条第
七項の規定により異議の申立をす
ることができない期間を経過したも
のを除く)は、同項の規定にかかわ
らず、当該各号に掲げる期限まで
でなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受け
た日(その通知がないときは、
その差押があつたことを知つた
日)から三十日を経過した日
二 不動産等についての差押 そ
の公売期日等
三 不動産等についての公告から
売却決定までの処分 換価財産
の買受代金の納付の期限
四 換価代金等の配当 換価代金
等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対
する決定を経ることにより著しい
損害を生ずるおそれがあるときそ
の他正当な理由がある場合におけ
る行政事件訴訟特例法第二条た
し書の規定による訴の提起につ
いて準用する。この場合において
同項中「前条第七項の規定により
異議の申立をする」とあるのは、
「行政事件訴訟特例法第五条第一
項又は第三項の規定により訴を提

起する」とあるものを指すものと
する。

起する」と読み替えるものとす
る。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第四百五十九条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第四百五十九条の四 第四百五十九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に就いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼ

させることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第四百六十条第一項から第三項までを次のように改める。
軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四百六十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第四百五十九条第六項の場合

において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百五十九条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類を偽りの記載をしたものを呈示した者

第四百六十二条を次のように改める。

第四百六十二条 削除
第四百六十三条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに對してやむを得ない理由がある」と認める場合」に改め、同項各号を削る。

第四百九十二条第三項中「第五百九条第一項」を「第五百九条第六項」に改める。

第五百七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百九条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十

一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

電気ガス税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該電気ガス税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る電気ガス税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに電気ガス税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 電気ガス税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る電気ガス税に係る地方団体

の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか電気ガス税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第五百九条の次に次の三条を加える。
(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第五百九条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から

売却決定までの処分 換価財産
の買受代金の納付の期限
四 換価代金等の配当 換価代金
等の交付期日

2

前項の規定は、異議の申立に對する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3

第一項第三号に掲げる処分に關し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第五百九条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(制限)

第五百九条の四 第五百九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥が

あることを理由として滞納処分に關する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に續いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百十條第一項から第三項までは次のように改める。

電気ガス税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百十一條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五百九條第六項の場合において、国税徴収法第四百十一條の規定の例によつて行市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第五百九條第六項の場合において、国税徴収法第四百十一條の規定の例によつて行市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百十二條を次のように改める。

第五百十三條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことによつてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第五百二十五條第三項中「第五百四十一條第一項」を「第五百四十一條第六項」に改める。

第五百三十九條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百四十一條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項までに改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

四 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

五 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

六 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

七 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の報告書」とする。

3 徴収税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三條の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手續が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る徴収金に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするとき、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、徴収税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第五百四十一條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第五百四十一條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し

あることを理由として滞納処分に關する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をする事ができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受け、その差押があつたことを知つた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押、その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百四十一条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第五百四十一条の四 第五百四十一条の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する

理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百四十二条第一項から第三項までを次のように改める。

賦課税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせようとする目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百四十三条の見出し中「検査拒否」と検査拒否等に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類を偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百四十四条を次のように改める。

第五百四十四条 削除

第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認められる場合」に改め、同項各号を削る。

第五百五十六條第三項中「第五百七十二條第一項」を「第五百七十二條第六項」に改める。

第五百七十条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百七十二條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

木材引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該木材引取税に係る地方団体の徴収金につき、

滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る木材引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに木材引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 木材引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る木材引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をする事ができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該

財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができ、

6 前各項に定めるもののほか、木材
引取税に係る地方団体の徴収金の
滞納処分については、国税徴収法
に規定する滞納処分の例による。
第五百七十二条の次に次の三條を
加える。

(滞納処分に関する異議の申立等
の期限の特例)

第五百七十二条の二 滞納処分につ
いて次の各号に掲げる処分に関し
欠陥があること(第一号に掲げる
処分については、これに関する通
知が到達しないことを含む。)を理
由としてする異議の申立(前条第
七項の規定により異議の申立をす
ることができる期間を経過したも
のを除く。)は、同項の規定にかか
わらず、当該各号に掲げる期限ま
でなければ、することができな
い。

一 督促 差押に係る通知を受け
た日(その通知がないときは、
その差押があつたことを知つた
日)から三十日を経過した日
二 不動産等についての差押 そ
の公充期日等

三 不動産等についての公告から
売却決定までの処分 換価財産
の買受代金の納付の期限
四 換価代金等の配当 換価代金
等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対
する決定を経ることにより著しい
損害を生ずるおそれがあるときそ
の他正当な理由がある場合におけ
る行政事件訴訟特例法第二条た
し書の規定による訴の提起につい

て準用する。この場合において、
同項中「前条第七項の規定により
異議の申立をする」とあるのは、
「行政事件訴訟特例法第五条第一
項又は第三項の規定により訴を提
起する」と読み替えるものとし
る。

3 第一項第三号に掲げる処分に関
し欠陥があることを理由として滞
納処分について異議の申立があつ
たときは、滞納処分は、執行す
ることができない。ただし、市町村
長がその異議の申立につき理由が
ないと認めるときは、この限りで
ない。
(差押財産等の搬出及び換価の制
限)

第五百七十二条の三 国税徴収法第
五十八条第二項の規定の例による
引渡の命令を受けた第三者が、そ
の命令に係る財産が滞納者の所有
に属していないことを理由とし
て、その命令につき異議の申立を
したときは、その異議の申立の係
属する間は、当該財産の搬出又は
換価をすることができない。
(不動産等の売却決定等の取消の
制限)

第五百七十二条の四 第五百七十二
条の二第一項第三号に掲げる処分
に欠陥があることを理由として滞
納処分に関する異議の申立があつ
た場合において、その処分は違法
ではあるが、次に掲げる場合に該
当するときは、市町村長は、その
異議の申立を棄却することができ
る。
一 その異議の申立に係る処分に
就いて行われるべき処分(以下

本号において「後行処分」とい
う。)がすでに行われている場合
において、その異議の申立に係
る処分の違法が軽微なものであ
り、その後行処分に影響を及ぼ
させることが適当でないと認め
られるとき。

二 換価した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合
で、その異議の申立に係る処分
を取り消すことが公共の福祉に
適合しないと認められるとき。
前項の規定による異議の申立の
棄却の決定には、処分が違法であ
ること及び異議の申立を棄却す
る理由を明示しなければならない。
第一項の規定は、市町村に対す
る損害賠償の請求を妨げない。
第五百七十三条第一項から第三項
までを次のように改める。

木材引取税の特別徴収義務者又
は納税者が滞納処分の執行を免か
れる目的でその財産を隠蔽し、損
壊し、市町村の利益に処分し、
又はその財産に係る負担を偽つて
増加する行為をしたときは、その
者は、三年以下の懲役若しくは五
十万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財
産を占有する第三者が特別徴収義
務者又は納税者に滞納処分の執行
を免かれさせる目的で前項の行為
をしたときも、また同項と同様と
する。
3 情を知つて前二項の行為につき
特別徴収義務者若しくは納税者又
はその財産を占有する第三者の相
手方となつた者は、二年以下の懲
役若しくは三十万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。
第五百七十四条の見出し中「検査
拒否」を「検査拒否等」に改め、同条
第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、
十万円以下の罰金に処する。

一 第五百七十二条第六項の場合
において、国税徴収法第四百
十一條の規定の例によつて行
う市町村の徴税吏員の質問に対し
て答弁をせず、又は偽りの陳述
をした者
二 第五百七十二条第六項の場合
において、国税徴収法第四百十
一條の規定の例によつて行
う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは
書類の検査を拒み、妨げ、若し
しくは忌避し、又はその帳簿若し
しくは書類で偽りの記載をしたも
のを呈示した者

第五百七十五条を次のように改め
る。
第五百七十五条 削除
第五百七十六條第一項各号列記以
外の部分中「督促状の指定期限」を
「督促状を発送した日から起算して十
日を経過した日」に、「左の各号の一
に該当する場合」を「公示送達の方法
により督促をした場合、納入金又は
税金を滞納したことに付いてやむを
得ない理由がある」と認める場合」に
改め、同項各号を削る。

第六百七十四條第三項中「第六百
九十五條第一項」を「第六百九十五
條第六項」に改める。
第六百九十三條第二項を削り、同
条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同項を同条第二項とする。
第六百九十五條第九項中「第二項」

を「第七項」に、「第七項」を「第十二
項」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一
項から第六項まで」に改め、同項を
同条第十三項とし、同条第七項を同
条第十二項とし、同条第六項中「第
二項」を「第七項」に改め、同項を同
条第十一項とし、同条第五項を同条
第十項とし、同条第四項中「第二項」
を「第七項」に改め、同項を同条第九
項とし、同条第三項を同条第八項と
し、同条第二項中「前項」を「第六項」
に改め、同項を同条第七項とし、同
条第一項を次のように改める。

市町村法定外普通通税に係る滞納
者が次の各号の一に該当するとき
は、市町村の徴税吏員は、当該市
町村法定外普通通税に係る地方団体
の徴収金につき、滞納者の財産を
差し押えなければならぬ。
一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発送した日から起算して十
日を経過した日までその督促
に係る市町村法定外普通通税に係
る地方団体の徴収金を完納しな
いとき。
二 滞納者が繰上徴収に係る告知
により指定された納期限までに
市町村法定外普通通税に係る地方
団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人に
ついて前項の規定を適用する場合
には、同項第一号中「督促状」とあ
るのは、「納付又は納入の催告書」
とする。
3 市町村法定外普通通税に係る地方
団体の徴収金の納期限後第一項第
一号に規定する十日を経過した日

までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手續が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなればならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合には、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押により行うことができる。

6 前各項に定めるものその他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六百九十五条の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)
第六百九十五条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したも

のを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日
二 不動産等についての差押 その公売期日等
三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条前七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものととする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することできない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)
第六百九十五条の三 国税徴収法第

五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)
第六百九十五条の四 第六百九十五条の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合には、次に掲げる場合は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に就いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき認められるとき。
二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第六百九十六条第一項から第三項までを次のように改める。
市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六百九十七条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金を処する。
一 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者
第六百九十八条を次のように改める。
第六百九十九条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百条の八第四項中「第七百条の三十八第一項」を「第七百条の三十八第六項」に改める。
第七百条の二十一第一項中「政令で定めるところにより」の下に「第十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第十五条第四項及び第十五条の二並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収額予について、第十一條、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九條の規定は前項の規定による担保について準用する。

第七百条の二十二第七項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。
第七百条の三十六第一項ただし書中「繰上徴収をする場合」の下に「又は第七百条の十六第三項(第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）」の規定により徴収する場合」を加え、同条第二項を削り、同

第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若し

条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百条の三十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

軽油引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知又は第七百条の十六第三項（第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合

には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ、

6 前各項に定めるもののほか、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。第七百条の三十八の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七百条の三十八の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げ

る処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受け、その差押があつたことを知つた日から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押財産等の搬出及び換価の制限）

第七百条の三十八の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百条の三十八の四 第七百条の三十八の二第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合には、当該滞納者の財産を売却するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができ、

一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の四十の見出し中「検査拒否」と検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対し

て答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百条の四十一を次のように改める。

第七百条の四十一 削除

第七百条の四十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百一条の五第三項中「第七百一条の十八第一項」を「第七百一条の十八第六項」に改める。

第七百一条の十六第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百一条の十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条

第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とするものは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手續が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのであつた場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされてゐるときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができぬ。

6 前各号に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百一条の十八の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第七百一条の十八の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関する欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をするのであつた場合を除く）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとす。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、執行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第七百一条の十八の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七百一条の十八の四 第七百一条の十八の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由とし

て滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときに、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に就いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されてゐる場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百一条の十九第一項から第三項までを次のように改める。

入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百一条の二十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第四百十一条の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第四百十一条の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百一条の二十一を次のように改める。

第七百一条の二十一 削除

第七百一条の二十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促した場合、納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百二条の七第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若しくは充当加算金」を削る。

第七百六条の二第二項中「第十七条の下に」又は「第十七条の二」を加える。

第七百七条第三項中「第七百二十八条第一項」を「第七百二十八条第七項」に改める。

第七百二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百二十八条第九項中「第三項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項を次のように改める。

水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方

団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 水利地益税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 地方団体の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をするのでない場合には、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ

6 第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について

滞納処分を行う場合においては、当該年度分の国民健康保険税額が確定する日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるもののほか、水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百二十八条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第七百二十八条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第八項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときそ

の他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、地方団体の長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押財産等の搬出及び換価の制限)

第七百二十八条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七百二十八条の四 第七百二十八条の二第一項第三号に掲げる処分

に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、

の他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、地方団体の長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押財産等の搬出及び換価の制限)

第七百二十八条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七百二十八条の四 第七百二十八条の二第一項第三号に掲げる処分

に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、

その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、地方団体に對する損害賠償の請求を妨げない。

第七百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と

する。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百三十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行方地方団体の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行方地方団体の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百三十一条を次のように改める。

第七百三十一条 削除

第七百三十二条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

2 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百三十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条、附則第八条第一項及び第二項並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基づく処分又は手続の効力）

第二条 この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）及びこれに基づく命令（条例及びこれに基づく規則を含む。）の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴収若しくは滞納処分の執行の停止又は申告、申請、納付若しくは納入の委託若しくは異議の申立その他の処分又は手続は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）及びこれに基づく命令（条例及びこれに基づく規則を含む。）の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2 新法第九条の二第四項の規定は、この法律の施行後に同項に規定

定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納税義務に関する経過措置）

第四条 新法第十一条第一項、第十四条の四から第十四条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後に滞納となつた地方団体の徴収金に適用し、この法律の施行前に滞納となつて地方団体の徴収金に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

定する処分がされた場合について適用する。

（木材引取税等に関する経過措置）

第五条 新法第十三条の三及び第十四条の四の規定は、木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油又はその引取等に対し新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される物件がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

（地方税その他の債権との調整に関する経過措置）

第六条 新法第十四条の七、第十四条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における地方団体の徴収金その他の債権との調整については、なお従前の例による。

2 新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定は、この法律

の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日までの間に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期限が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた地方団体の徴収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認められるときは、地方団体の長は、すでにその者につき徴収を猶予した期間を通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予は、旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3 新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日までの間に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期限が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた地方団体の徴収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認められるときは、地方団体の長は、すでにその者につき徴収を猶予した期間を通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予は、旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び延滞金額等の免除の特例等）

第八条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日までの間に、滞納者で次の各号の一に当該するもの（旧法においてその例によるものとされる国税徴収法（以下「旧国税徴収法」という。）第十二条ノ二の規定の適用を受ける者を除く。）が地方団体の徴収金の納付又は納入につき誠実な意思を有すると認められるときは、地方団体の長は、その者の納付し、又

の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3 新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日までの間に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期限が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた地方団体の徴収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認められるときは、地方団体の長は、すでにその者につき徴収を猶予した期間を通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるとし、その者につき旧国税徴収法第八條後段に規定する事由があるときは、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができる。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることとに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 前項の規定による猶予は、旧国税徴収法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行の猶予とみなす。

3 この法律の施行前に旧国税徴収法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、新法第十五条の五の規定による差押財産の換価の猶予とみなす。

(還付金に関する経過措置)

第九条 新法第十七条の二第三項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充當をするに適用することとなつた過誤納金に関する還付金について適用する。

2 この法律の施行前に過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る請求権につき新法第十七条の四第二項第二号又は第三号に規定する差押又は仮差押がさ

れているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

(書類の送達に関する経過措置)

第十条 新法第二十条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二十条の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

(期限の特例に関する経過措置)

第十一条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までこの間において、旧法又はこれに基づく条例の規定により定められていた期限(政令で定める期限を除く。)が民法第四百二十二条に規定する休日に該当するときは、旧法又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

(第三者の納付又は納入による代位に関する経過措置)

第十二条 新法第二十条の六第二項の規定は、この法律の施行後に第三者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金について適用する。

(差押に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前に発せられた督促状の指定期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日(この法律の施行の日において新法第七百条の十六第三項(新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。)の規定により徴収する場合に該当する

ときは、同日)後であるときは、新法の規定にかかわらず、その督促状に係る地方団体の徴収金については、その指定期限を経過しなければ、差押をすることができない。

(第三者の取戻請求に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に旧国税徴収法第十四条の規定によつてした申出は、滞納処分不服がある者の異議の申立に関する新法の規定によつてした異議の申立とみなす。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置)

第十五条 滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する新法の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行前にしたこれらの規定に掲げる処分に相当する処分のうちこの法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又は地方税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の施行の日から三十日を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「地方税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による改正前の地方税法の規定により滞納処分に関する異議の申立をすることができるとき」とする。

(延滞加算金額の経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした督促に係る延滞加算金額の計算については、なお従前の例による。

(法人税割等の徴収猶予に関する経過措置)

第十七条 新法第十五条の三の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「第十六条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」を「第十六条第一項(第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六条の三第一項及第五項、第十六条の四第三項」に改め、「並同法第十六条の三第四項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル差押ノ解除を削る。

(不動産登記法の一部改正)

第二十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条ただし書中「国税徴収法第二十三条第一項の下に」又ハ地方税法第十四条の十七第一項を加え、「同条第二項」を「国税徴収法第二十三条第二項又ハ地方税法第十四条の十七第二項」に改める。

(港灣法の一部改正)

第二十一条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「第十四条の規定を、その取扱については同法第十七条及び第十八条の規定」を「第十八条から第十八条の三までの規定を、その取扱については同法第十七条から第十七条の四までの規定」に改める。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第二十二條 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「国税徴収法第二百五十九條第一項の下に」又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第一項を加える。

第十條第四項中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五條第二項」を「地方税法第十四條の六」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

八、第十九条、第二十條並びに第二十二條を「第九條、第十三條の二、第二十條、第二十條の二及び第二十條の四」に改める。
 第七十九條第一項及び第二項中「第十六條第一項」を「第十三條の二第一項」に改める。
 第八十條第一項中「第十六條第一項各号(第三号を除く。)」を「第十三條の二第一條各号」に改める。

第十号中正誤

へい段 行 誤 正

一〇一 終り七
 三 終り六
 奥野誠亮君 黒金泰美君

昭和三十四年三月九日印刷

昭和三十四年三月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局